

令和3年 第1回松田町議会定例会 会議録 (第1日目)

令和3年3月2日 午前9時00分 開議

1. 出席議員 12人

1 番	唐 澤 一 代	2 番	古 谷 星工人	3 番	内 田 晃
4 番	平 野 由里子	5 番	田 代 実	6 番	井 上 栄 一
7 番	南 雲 まさ子	8 番	中 野 博	9 番	飯 田 一
10 番	齋 藤 永	11 番	寺 嶋 正	12 番	大 舘 秀 孝

2. 欠席議員 なし

3. 説明のための出席者 14人

町 長	本 山 博 幸	副 町 長	田 代 浩 一
教 育 長	浄 泉 和 幸	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	渋谷 好 人
政 策 推 進 課 長	鈴 木 英 幸	参事兼総務課長	工 藤 義 孝
税 務 課 長	早 野 政 弘	町 民 課 長	川 本 博 孝
福 祉 課 長	椎 野 晃 一	子育て健康課長	石 渡 由美子
観 光 経 済 課 長	柳 澤 一 郎	参事兼まちづくり課長	高 橋 英 雄
環境上下水道課長	依 田 貞 彦	教 育 課 長	遠 藤 洋 一

4. 出席した議会事務局書記 2人

事 務 局 長	竹 内 淳	書 記	鈴 木 美 紅
---------	-------	-----	---------

5. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

- 日程第 3 町長の所信表明
- 日程第 4 議長の諸般報告
- 日程第 5 陳情第 1 号 加齢性難聴者の補聴器購入に公的助成を求める陳情
- 日程第 6 一般質問

6. 議会の状況

議 長 皆さんおはようございます。日に日に暖かくなってまいりました。新型コロナウイルスは、ようやくワクチンが完成し、順番に接種をする予定になりましたが、1都3県の緊急事態宣言は継続し、まだまだ予断が許されない状況です。この会期中も、感染予防に努めていきたいと思います。

さて、去る2月22日、松田町告示第9号により、令和3年第1回松田町議定会の招集がされましたので、その旨を議員各位に通知しましたところ、本日は定刻までに御参集頂き、ここに本定例会が開催できますことを衷心より感謝申し上げます。

この定例会期間中も、引き続き新型コロナウイルス感染予防を継続します。傍聴席は離隔2メートル以上を確保し、10席としております。マスクの着用、くしゃみ・せき・発熱の方の傍聴の御遠慮、入室時の消毒などお願いしています。議員並びに町長以下職員も、マスクの着用を許可しますが、円滑な議事進行のため、また議事録作成のため、発言の際は内容が明確に伝わるように、マイクなどを活用して発言してください。また、議場は閉鎖された場所であり、長時間いることは感染リスクが高まりますので、町長の議案に対する説明などは、今まで以上に的確かつ分かりやすく行い、議員各位におかれましても、要点を明確にして質問をして、時間短縮に努めてください。職員が感染した場合の行政の停滞などの影響を考慮して、町長から委任された課長職の出席は、説明・答弁に支障がない範囲で、必要な人員とします。休憩中は窓を開けるなどして、換気を行ってください。

次に、ICTを活用した議会実現のため、議場におけるスマートフォン、タブレット等の持ち込み、議事に関連する事項での使用を試験的に許可しており

ますので、御理解ください。

会議に先立ち、皆様に御確認をお願いします。皆様のお手元に書類を配付してありますが、配付書類は当日配付書類一覧表のとおりであります。配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

配付漏れなしと認めます。

それでは、ただいまの出席議員は、議員定数12名中12名であります。よって、地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、令和3年第1回松田町議会定例会の開会を宣します。

直ちに本日の会議を開きます。

(9時03分)

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

議 長 日程第1「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、議長から指名いたします。

5番 田代実君、6番 井上栄一君の両名をお願いします。

議 長 日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

本定例会を開催するに当たりまして、去る2月25日に議会運営委員会が開催されましたので、その結果を委員長より報告願います。議会運営委員会委員長井上栄一君。

議会運営委員長 皆さんおはようございます。議会運営委員会の報告を申し上げます。

令和3年第1回議会定例会の招集に当たり、去る2月25日午前9時より、委員全員出席のもと委員会を開催し、次のとおり決しましたので御報告申し上げます。

会期は本日3月2日から3月12日までの11日間といたします。本会議は3月2日、3日、5日及び12日の4日間といたします。

次に、審議内容について申し上げます。本会議1日目の3月2日は、日程第1「会議録署名議員の指名について」から、日程第6「一般質問」受付番号7号、古谷星工人君までを行います。日程第5、陳情第1号は産業厚生常任委員会で審査していただきます。

本会議 2 日目の 3 日は、一般質問の残り、受付番号 8 号、私、井上栄一から、受付番号 9 号の田代実君までを行い、日程第 7「松田町公園条例等の一部を改正する条例（産業厚生常任委員会報告）」から、日程第 13「議案第 8 号足柄上地区介護認定審査会共同設置規約の協議について」までの審議を行います。日程第 7「議案第 65 号松田町公園条例等の一部を改正する条例（産業厚生常任委員会報告）」は、委員長報告後、質疑・討論・採決を行います。日程第 8「議案第 3 号松田町国民健康保険条例の一部を改正する条例」は新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行による一部改正ですので、即決をお願いします。日程第 9「議案第 4 号松田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」は、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法等の一部を改正する法律の施行による一部改正ですので、即決をお願いします。

日程第 10「議案第 5 号松田町介護保険条例の一部を改正する条例」は、介護保険法施行令の一部改正による改正が主なものです。令和 3 年度から令和 5 年度までの保険料率が据え置きになった内容が含まれております。十分な質疑を行い、即決をお願いします。日程第 11「議案第 6 号松田町指定地域密着型サービスの事業者の指定並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例」は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の交付による一部改正で、4 つの条例を一括条例として改正をするものです。即決をお願いします。日程第 12「議案第 7 号松田町川音川パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」は、パークゴルフ場の 18ホール化に伴う使用料の改正を行うものです。使用料など、町民の負担に関わる案件ですので、十分な質疑を行い、即決をお願いをいたします。日程第 13「議案第 8 号足柄上地区介護認定審査会共同設置規約の協議について」は、地方自治法第 252 条の 2 の 2 第 1 項の規定による協議会設置に当たり、同条第 3 項の規定により議決による協議が必要になるための提案です。規約自体は、新規条例と同等に扱い、質疑の後、産業厚生常任委員会に付託しますので、審査をお願いします。本会議終了後に、議会全員協議会を開催し、令和 3 年度の予算に係る案件を優先をして協議してください。

4日は、委員会活動日とし、産業厚生常任委員会は付託された案件の審査をお願いします。

本会議3日目の5日は、日程第14「議案第9号令和2年度松田町一般会計補正予算（第13号）」から日程第19「議案第14号令和3年度松田町一般会計予算」までの審議を行います。日程第14「議案第9号令和2年度松田町一般会計補正予算（第13号）」から日程第18「議案第13号令和2年度松田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」までは補正予算ですので、即決をお願いします。日程第19「議案第14号令和3年度松田町一般会計予算」は、提案説明と細部説明を行い、説明が終わり次第質疑までを行います。その後、一般会計予算審査特別委員会を設置し、付託しますので、詳細質問は特別委員会をお願いいたします。また、議長におかれましては、オブザーバーとして特別委員会へ出席をしていただきます。

6日の土曜日、7日の日曜日は休会とします。

8日は委員会活動日とし、午前に総務文教常任委員会、午後に議会運営委員会を開催し、継続審査案件等調査をしてください。

9日は、午前に令和3年度工事予定箇所の現地視察を実施します。午後は議会全員協議会を開催をお願いします。なお、委員会等には必要に応じて職員をお呼びする場合がありますので、職員の待機をお願いいたします。

10日は午前9時から一日、大会議室において令和3年度松田町一般会計予算審査特別委員会を開催します。関係者の出席をお願いします。

11日は休会とします。

本会議4日目最終日の12日は、日程第5陳情第1号、日程第13議案第8号の産業厚生常任委員会報告、及び日程第19議案第14号、令和3年度松田町一般会計予算の特別委員会報告を行い、日程第20「議案第15号令和3年度松田町国民健康保険事業特別会計」から、日程第31「委員会の閉会中の継続審査申出書」までの審議を行います。陳情第1号、議案第8号及び議案第15号について、委員長報告後、質疑・討論・採決を行います。その後、日程第20「議案第15号令和3年度松田町国民健康保険事業特別会計予算」から、日程第27「議案第22号

令和３年度松田町後期高齢者医療特別会計予算」までの８特別会計の新年度予算の審議をします。全て即決でお願いをいたします。日程第28「同意第１号固定資産評価審査委員会委員の選任について」から日程第30「同意第３号人権擁護委員の推薦について」は、人事案件ですので、即決でお願いをいたします。

なお、本会議は定例会でございますので、会期中にこのほかに追加議案が提案された場合は審議をお願いをいたします。また、陳情につきましては４件の提出があり、３件が机上配付となりましたので、御覧をいただきたいと思います。

以上、議会運営委員会の報告を終わりますが、不明な点がございましたら、私のほかにも委員の方がおられますので、補足説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。以上でございます。

議 長 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りいたします。本定例会の会期につきましては、ただいま議会運営委員会委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。よって令和３年第１回松田町議会定例会の会期は、本日３月２日から３月12日までの11日間と決定いたしました。

議 長 日程第３「町長の所信表明」に入ります。

町 長 皆さんおはようございます。本日から11日間、定例会、どうぞよろしくお願いします。本日はこのような天気ですけどもね、春の風が心地よく感じる季節となりました今日この頃でございますが、議員各位におかれましては、ますますの御健勝のことと心からお喜びを申し上げます。

去る２月22日に令和３年第１回松田町議会定例会の招集告示をいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私にわたり大変御多用にもかかわらず、御出席を賜りですね、ここに本定例会を開会されますことを、まずもって御礼を申し上げます。本当にありがとうございます。

初めに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、町がこれまで取り組んでまいりました事業と併せて、ワクチン接種に関わる準備状況について概略

を申し上げます。この後の一般質問等でも回答と重なる部分がありますので、その点は御了承ください。

今回の新型コロナウイルス感染症拡大により、町民の生活や地域経済等への大きな影響が続いております。このような中、町民の命と暮らしを守り抜き、未曾有の危機を克服して、コロナ禍による生活様式の変化に対応した「新たな日常」を実現し、町民や議会、行政との協働・連携協力による持続可能なまちづくりに取り組むため、町民目線に立ち、令和2年度は、1人10万円の給付を含め、国や県などから交付される約14億5,500万等について、補正予算を9回ほど組み、議員の皆様方の御議決賜った上でフルに活用させていただき、町民負担がほぼゼロに近くに抑え事業を行うなど、財政的にも知恵と工夫を行い対応してまいりました。引き続き、町民が安心して暮らすため、しっかりとしたかじ取りを担い、町政運営を進めてまいりたいというふうに考えております。

これから行う新型コロナウイルスワクチン接種については、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止を図ることを目的とし、接種対象者16歳以上の方を対象に、現時点では接種回数2回を基本としております。接種時期につきましては、医療従事者から2月17日より実施され、65歳以上の方については、国が示す4月中旬以降の予定として接種体制の準備を進めておりますが、ワクチンの確保が見通せない状況でもありますので、今後の状況次第にて日程の変更もあり得るというふうに考えております。また、64歳以下の基礎疾患を有する方、及びそれ以外の該当されない方の、詳細が決まり次第お知らせいたします。接種方法等につきましては、今後一般質問等の回答で御報告させていただきますので、御承知ください。

次に、2月13日に福島県沖を震源地とする地震が発生し、震源地付近では震度6強の強い揺れがありました。当町においては、寄地区全域が停電し、送水ポンプが一時的に止まりましたが、夜中の2時半に電力が復旧し、そのほか特段の被害もなく安堵したところでございます。今回の地震にて被害に遭われた全ての皆様方にお見舞い申し上げます。東日本大震災から10年を前に、あのときの甚大な被害を改めて思い出し、地震は、いつ起きてもおかしくない被害で

あることを強く認識し、引き続き今後の対策に取り組んでまいり所存でございます。

それでは、通常時には日を追って詳細に報告をさせていただくところですが、先にお配りさせていただいている公務報告書にて割愛させていただき、主な行事についてのみ、御報告をさせていただきますことを御了承ください。

初めに、年が明けた1月5日に、本年最初の町の行事といたしまして、松田町賀詞交換会並びに表彰式を行いました。本年の表彰の栄に浴されたのは、名誉町民の称号の贈呈1名、自治功労表彰2名、一般表彰15名、感謝状は11名、9団体でございました。皆様方には、これからも行政に対しまして、さらなる御指導、御尽力を賜りたいと存じます。

次に、1月7日に予定していました「令和3年町消防出初式」については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、中止といたしました。

1月10日の成人式では、大人の仲間入りをした新成人104名で、うち72名の方の御参加で新成人をお迎えし、私自身も気持ちを新たにしましたところでございます。今年は、コロナの感染拡大防止対策のため、式典のみの開催とし、町議会議長をはじめ関係者の方のみ御参加いただき、成人式を滞りなく行うことができました。誠にありがとうございました。

続きまして、1月16日から予定しておりました第10回寄ロウバイまつりは、新型コロナウイルスの新規感染者の急速な増加が確認され、1月7日に国が1都3県に対し緊急事態宣言を発出され、町も感染症拡大防止を踏まえ、実行委員会と協議を経て、残念ながら開催中止を決定いたしました。また、第23回まつだ桜まつりにつきましても、感染症の拡大防止を踏まえ、実行委員会と町観光協会との協議を経て、開催の中止を決定いたしました。

さらに、毎年5月5日に行われる寄地区最大のお祭りでもあります若葉まつりにつきましても、先日行われましたまつり実行委員会において、ワクチン接種も行き渡らず、感染症についても昨年と同様な数値であることが予測されることから、委員の総意にて開催中止が決まりました。

次に、毎年3月11日に行われる東日本大震災追悼式につきましては、今年は

岩手県陸前高田市と岩手県との合同で「東日本大震災津波岩手県・陸前高田市合同追悼式」として執り行うとの御案内がありました。開催に当たりましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から規模を縮小し、市民を対象とし執り行うとのことをございましたので、本年の参列を控えることといたしました。今年は、災害から早くも10年を経過する年となりましたが、最愛の家族や御親族、御友人を亡くされた方々のお気持ちを思うと、今なお哀惜の念に堪えません。お亡くなりになられた多くの方々の御冥福をお祈りし、また、今なお行方が分からない方への哀悼の誠を捧げるとともに、御遺族の皆様方の御平安を心から御祈念するとともに、被災された全ての方々に、心からお見舞いを申し上げます。

最後になりますが、3月14日に予定されておりました「ふくしあったかフェスタ」については、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、町民の皆様の不安を払拭し、命を守ることを最優先に考えられ、本年度も中止となりました。今年は、コロナの感染拡大防止対策のため、町社会福祉協議会表彰式のみ開催となります。何とぞ御理解賜りますようお願いいたします。

それでは、議会に先立ちまして、貴重なお時間を拝借いたしまして、令和3年度当初予算(案)を御審議いただくに当たり、所信の一端を述べさせていただくところでございますが、その前に、この定例会に提案させていただいております条例案、補正予算案等の概要について御説明を申し上げます。提出案件につきましては、条例の一部を改正する条例5件、規約の協議1件、補正予算5件、新年度予算9件でございます。また、同意を願う案件3件につきましては、準備が整い次第、提出をさせていただきます。

議案第3号松田町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行により、所要の改正をしたいので提案するものでございます。

議案第4号松田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法等の一部を改正する法律の施行により、国民健康保険税の減額に係る所得の基準及び長期譲渡所得に係る課

税の特例について、所要の改正をしたいので提案するものでございます。

議案第5号松田町介護保険条例の一部を改正する条例、及び議案第6号松田町指定地域密着型サービスの事業者の指定並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例については、健康保険法施行令等の一部を改正する政令、介護保険法施行令の一部改正、及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の交付に伴い、所要の改正をしたいので提案するものでございます。

議案第7号松田町川音川パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、川音川パークゴルフ場の18ホール化の増設に伴い、施設を適正に運営する必要があるため、所要の改正をしたいので提案するものでございます。

議案第8号足柄上地区介護認定審査会共同設置規約の協議については、地方自治法第252条の7第1項の規定に基づく認定審査会を共同設置するに当たり、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町及び開成町と協議することについて、地方自治法第252条の7第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により議決を求めるものでございます。

議案第9号令和2年度松田町一般会計補正予算（第13号）の主なものにつきましては、年度内のほぼ最後の補正予算でございます。事業費が確定し、不用となった予算額などを整理させていただいたものでございます。

議案第10号令和2年度松田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、保険給付費における療養給付費や高額療養費が減ったことによる減額補正をさせていただくものでございます。

議案第11号令和2年度松田町下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、令和3年度実施予定である酒匂川流域下水道処理場建設改良事業に対する国庫補助金について、国の予算措置が前倒しで令和2年度補正対応となることに伴い、県の予算の流域下水道費の歳出及び関連市町負担金も同様に補正し、繰り越すための補正をさせていただくものでございます。

議案第12号令和2年度松田町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）につ

いては、第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委託料の入札残額による減額補正をさせていただくものでございます。

議案第13号令和2年度松田町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)については、町村共同システム改修費負担金の増額及び神奈川県後期高齢者医療広域連合への保険基盤安定負担金に係る納付金の減額に係る補正をさせていただくものでございます。

議案14号から22号までが、令和3年度の一般会計予算、特別会計予算、企業会計予算、全9会計を提案させていただくものでございます。

以上が提出条例案等のそれぞれの概要でございます。御説明申し上げました諸議案につきましては、議事進行に伴い、私をはじめ、副町長、教育長、課長等より御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決議賜りますようお願いいたします。

次に、令和3年の初めての定例議会開会に当たり、町政運営に対する所信を申し述べ、議会の皆様及び町民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。議案とともに提出いたしました「令和3年第1回定例会議会所信表明」を基に、令和3年度当初予算案の概要を申し上げるとともに、当面の町政に対する取組などについて、所信の一端を申し上げさせていただくわけですが、新型コロナウイルス感染症総合対策や重点事業、新規事業などの概要のみとさせていただくことを御承知願いたいというふうに存じます。

それでは、皆さん方にお配りしてある、手元にあります所信表明のほうをです、述べさせていただきます。

初めに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、町民の生活や地域経済等への大きな影響が続いております。こうした中、町民の命と暮らしを守り抜き、未曾有の危機を克服して、コロナ禍による生活様式の変化に対応した「新たな日常」を実現し、町民や議会、行政との協働・連携協力による持続可能なまちづくりに取り組むため、松田町自治基本条例の理念に基づき、常に町民の目線に立ち、町民のための町政運営を進めているところでもございます。地方創生関連施策をはじめ、定住促進や交流・関係人口施策、防災施策並びに

高齢者や子育て世帯への支援など、議会議員の皆様、町民の皆様に多大な御支援と御協力を頂き、地域の活力や町民福祉の増進に資する施策を展開できていることに対し、この場をお借りして改めて感謝申し上げます。

さて、当町の人口動向を見ますと、約7年前になります平成25年に、人口問題研究所が示した2040年の人口推移によると約7,000人となり、消滅可能性都市として名指しされたことは、記憶にあることと存じます。それ以来、「消滅可能都市」とならないため、厳しい財政状況の中、松田町が自立し自走することを目指して、これまで手つかずのまま、また町単独経費により、何とかしのいで来た状況を打破するために、知恵を凝らし工夫を重ね、国・県の補助金を積極的に獲得し、また、公民連携による民間のノウハウや資金等を活用するなど、様々な事業を行ってきたことで、5年経過した平成30年の推計では、約300人増え約7,300人となると示され、人口減少傾向は緩やかになってきましたが、コロナ禍の影響が人口動向にも現れ始めており、さらに主体的・具体的に行動しなければいけない状況でもあります。

そのような中、さらなる進化を目指し、令和元年度よりスタートしました第6次総合計画基本構想の将来像「いのち育み 未来へつなぐ 進化つづける故郷」の実現に向けて、私は町民の皆様方が、笑顔あふれる幸せのまち松田として誇りと愛着を持ち続けられるよう、持続可能な開発目標・SDGsの理念を踏まえて、さらなる成長と発展に取り組んでまいり所存でございます。

さて、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大が続く中、町民の皆様の安全安心な暮らしを第一にしっかりと守るため、令和3年度は当町の将来にわたる成長、及び町民が希望する事業等の具現化に向け、立ち止まることなく前進していく重要な一年となりますので、感染症対策の強化と地域経済の再生との両立に最優先に取り組み、国や県、医療機関などと緊密に連携し、感染拡大の防止、医療提供体制の確保に必要な施策を講じてまいります。また、町内中小企業や商店街の皆様方の事業継続にもしっかりと後押しするとともに、デジタル化や脱炭素化の取組により、新たな成長の原動力を生み出してまいります。引き続き、新たな日常への対応や、子育て、教育、福祉、防災などの施策にも着

実に行ってまいります。

それでは、令和３年度当初予算案の概要を説明申し上げます。一般会計及び全会計ともに、２年連続にて過去最大規模の予算となっております。

初めに、令和３年度松田町一般会計予算につきましては、総額65億7,000万円、前年度対比15億円の増額、率にして29.6%の増となっております。

次に、国民健康保険事業など７特別会計の総額は29億8,167万円で、１億1,406万円の減額、率にして3.7%の減となっております。企業会計の上水道事業会計につきましては１億6,534万円で、3,481万円の減額、率にして17.4%の減となります。

全９会計の令和３年度予算総額は97億1,701万円で、前年度比13億5,114万円の増、率にして16.2%の増となり、全会計においても過去最大規模の予算となっております。

続いて「予算編成の基本的な考え方」でございますが、新型コロナウイルスの感染拡大は、医療現場や経済活動への影響だけでなく、新たな生活様式や価値観の広がり、デジタル化の推進や自然環境に対する意識の高まりなど、多方面に影響し、様々な変化をもたらしています。当町においても感染者が発生し、自然界に存在する未知の感染症に対する恐怖や人命の尊さ、また、これからの生き方などに対し、様々な考え方や認識に変化が生じてくるのではないかと考えております。こうした変化が予想される中、改めて町の将来設計となる総合計画の基本構想の実現に向け、引き続き推進するとともに、ウィズコロナ、ポストコロナ時代を見据え、政策や施策の方向性をしなやかに変化させ、「新しい日常」から「新しい幸せ」を追求し、「いまの命を守り・未来を創造する」予算編成を行いました。

また、「地方創生推進事業」についても、町の課題を解決するために、国の支援事業と結びつけながら、補助金などの財源確保に積極的に取り組んでまいりました。今後も引き続き、町政運営の根幹となる自主財源の確保等に取り組むため、町が所有する土地等についても、最も有効で有益な活用方法による対応を図るとともに、市街化区域等にある空き地や未利用地について、住宅地等

への誘導を進めるため、官民連携による新たな手法・アイデアを積極的に取り入れ、「稼げるまちづくり」を目指し、並行して、女性活躍社会の実現、子育てや教育環境の充実を図る松田小学校整備事業の推進、人口減少を抑制すべく、町の魅力向上策の重点策である新松田駅周辺整備事業などを着実に進めることで、定住人口を増加させ、安定的な税収等の確保や、にぎわい・雇用の創出などにつながる事業を推進してまいります。さらに、未来を担う子供たちの成長や、高齢者福祉の充実による「生きがい」「居場所づくり」を図り、持続発展的で魅力あるまちづくりの礎を築くよう、多世代が融合した「オール松田」で、さらなる成長と発展に取り組み、人口減少に伴う町税収入等の減少を抑制するためにも、引き続き人口減少抑制策に取り組んでまいります。

それでは、一般会計における歳入歳出について、特色のあるものを中心に御説明を申し上げます。

初めに歳入になりますが、町税については14億9,396万円、前年度対比3,315万円の減額、率にして2.2%の減額となっております。

まず、たばこ税については、10月よりたばこ税率の引上げによる増収を見込んでおりますが、個人町民税では、課税所得の減少を見込んだことによる減収や、固定資産税において評価替えや、新型コロナウイルス感染症等に係る課税標準の特例措置による減収を見込み、全体として町税は減額となっております。

地方交付税については9億500万円を計上し、前年対比7,000万円、率にして7.2%の減となっております。令和3年度の国が示す地方財政計画に基づき、地方全体の減収による地方交付税算定見込額が増額となりますが、国の財源不足が見込まれることから、交付税の大幅な減額を見込んでおります。ただし、地方交付税算定額が減額された分については、臨時財政対策債を増額発行し、補填する予定としております。

国庫支出金については12億1,546万円で、前年度対比5億7,068万円、率にして88.5%の増となっております。主な増額要因は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金や、ワクチン接種体制整備事業補助金、松田小学校整備事業等によるものです。そのほか、社会資本整備総合交付金、地方創生推進交付

金などを計上しております。

次に、県支出金については3億4,074万円で、前年度対比3,269万円、10.6%の増となっております。主なものは、自治基盤強化総合補助金として、地方創生事業関係や水源環境保全・再生施策市町村交付金、地籍調査費補助金などを計上しております。

寄附金については1億円を計上し、前年度同額となります。これは、ふるさと納税によるものですが、引き続き国の動向を注視しながら、企業版ふるさと納税制度を含め、観光PRの推進、顧客の拡大、また、返礼品の品目を増やすなど、寄附額の積極的な受入れを図ってまいります。

次に、繰入金については、財政調整基金からの切崩しを行うことなく財政運営を行い、松田小学校整備事業等の経費に充てる分は教育施設整備基金から、再生可能エネルギー利用促進事業経費に充てる分は森林環境譲与税基金から、町体育館天井ボードの改修に充てる分は体育振興基金から繰り入れるなど、総額6,659万円を計上しております。

町債については16億8,390万円で、9億6,420万円の増額、率にして134%の増となっております。令和3年度で予定している主な町債については、松田小学校整備事業や新松田駅南口駅前広場整備事業、ジビエ処理加工施設整備事業、そのほかは道路整備事業などとなります。

臨時財政対策債につきましては、新型コロナウイルス感染症等の影響に伴い、国全体の税収が大幅に減収することにより、地方交付税総額は大きく増額されますが、国の財政状況により臨時財政対策債の発行配分が増えることから、国が示す地方財政計画に基づき2億8,000万円を計上し、前年度対比1億1,000万円の増額、率にして64.7%の増となっております。

続きまして、歳出でございます。主な施策等について、予算科目順に御説明を申し上げます。令和3年度は、各予算科目に対し、新型コロナウイルス感染症総合対策事業を展開し、その全事業として1億3,396万円を計上しております。

初めに議会費、予算額8,224万円で、前年度対比345万円の減額となっております。新規事業といたしまして、新型コロナ感染症総合対策事業では、デジタ

ル化の推進事業として、タブレットを利用したリモート会議や、ペーパーレス化などを目的に89万円計上しております。

総務費 7 億5,963万円で、前年度対比3,439万円、率にして4.3%の減となっております。重点事業であります定住少子化対策支援事業及び移住交流推進事業に1,236万円で、空き地等の有効活用に向けた誘導策の展開、新婚世帯の新生活に対する補助事業を計上しております。

新型コロナウイルス感染症総合対策事業では、新規事業として議会費と同様に、デジタル化推進事業に106万円、タクシー事業者経営継続支援給付金として、80万円計上しております。

地方創生推進事業の、県西地域活性化プロジェクト展開事業に1,521万円、松田町を含む県西地域 2 市 8 町及び神奈川県と連携して、未病改善をキーワードに新たな日常を見据えた体験・交流事業などを展開し、地域活性化と移住・定住に繋げるための事業に取り組んでまいります。

続きまして、民生費、予算額13億4,162万円、前年度対比113万円の減、率にして0.1%の減となっております。新型コロナウイルス感染症総合対策事業につきましては、高齢者福祉施策として昨年途中からスタートいたしました外出支援のため75歳以上の高齢者及び妊産婦さんの新たな日常について、タクシー乗車の初乗り運賃を助成する高齢者等移動手段確保助成金650万円、75歳以上の高齢者並びに妊産婦さんの方が、災害時により避難所へ避難する際のタクシー料金を助成する高齢者等災害時避難支援助成金に51万円、遠方等に住む家族からの見守りを支援するため、見守りロボットを貸与する事業として、高齢者見守りロボット運用費用に57万円を計上しております。

児童福祉施策の子育て支援等に、感染症総合対策事業のひとり親家庭等支援金220万円については、児童扶養手当受給者世帯に対し3万円と、2人目以降1人について1万円を追加して給付します。すくすく応援給付金として、町の宝である子供たちがすくすく育つことを願い、0歳から5歳児を対象に1人2万円を給付するものです。

そのほか福祉施策の、新型コロナウイルス感染者支援金180万円では、新型コ

コロナウイルス感染者同居世帯の希望された方に対し、一律5万円の支援金を給付するものです。新型コロナウイルス感染症家庭内感染防止対策助成金360万円は、陽性患者が自宅療養の際、同居親族等が家庭内感染防止対策として、一時的に生活拠点を移した場合で、希望される方に対し、経済的な負担軽減を図るものであります。

また、これまで行ってきた障害者福祉施策の重度障害者医療費助成事業や障害者福祉サービス等給付事業、児童福祉施策の保育所運営事業や、中学校修了まで医療費無償化の小児医療費助成事業など、児童や高齢者、障害がい児者のための基本的な施策を展開し、さらに、児童福祉施策及び定住化対策の一環として、ひとり親家庭等医療費助成事業に656万円、子育て支援センター・ファミリーサポート事業に1,526万円、学童保育運営事業に2,113万円を計上するなどして事業継続してまいります。

次に、衛生費については予算額4億4,298万円で、前年度対比1億2,316万円の増額、率にして38.5%の増となります。増額の主な要因は、新型コロナウイルス関連のワクチン接種やその体制整備、新たに産後ケア応援助成金、妊婦さん応援給付金事業等によるものです。

新型コロナ感染症総合対策事業では、妊婦さん応援給付金として、事業費150万円を計上しております。日頃から予防対策を行っている妊婦さんを支援するため、1人2万円を給付するものでございます。

新規事業として、産後ケア応援助成金に150万円を計上し、コロナ禍において、不安を抱えながら出産を終えた産婦さんに対して、産後ケアのある施設を利用した際の宿泊・デイケア等の費用の一部を助成する事業をスタートさせたいと考えております。

続いて、新型コロナウイルス自主検査費用助成金に96万円、行政検査の対象とならない自主検査費用は、一般的に個人負担となることから、その検査費用の一部を助成するもので、PCR検査・抗原定量検査の費用の3分の1を補助し、上限1万円としています。また、抗体検査・抗原定性検査の費用の2分の1、上限額6,000円を助成するものでございます。新型コロナウイルスワクチン

接種に要する経費については7,473万円を計上し、ワクチン接種に係る体制整備やワクチン接種費用となります。

重点事業といたしましては、合併処理浄化槽整備費補助金に1,943万円を計上し、寄地区の合併処理浄化槽の整備促進を図ります。

新規事業では、木質バイオマス利用促進事業補助金200万円を計上し、森林の保全及び木質バイオマスエネルギーの利活用を促進するため、町内の林地の間伐材などを蓄積し、まき等の木質バイオマスを製造する団体に対する支援を実施いたします。また、鳥獣防除対策事業には3,256万円を計上し、有害鳥獣対策の駆除活動の持続可能性を高めるとともに、ジビエ利用促進に向けたジビエ処理加工施設の整備を進めます。この事業により、新たなハンターの担い手確保など体制づくりを整えるとともに、農業従事者の営農意欲の向上による荒廃農地対策に取り組んでまいりたいと考えております。

拡充事業では、健康増進事業の肺・大腸がん施設検診、及び30代の乳がん超音波施設検診を新規に実施することや、環境美化推進事業では、町内各地に花壇やプランターを増設し、四季折々の花で町なかを彩る事業を実施いたします。また、再生可能エネルギー利用促進事業として、災害時に非常用電源としての活用に協力していただくことを条件とした電気自動車等購入費補助金で、電気自動車の導入促進及び災害時の備えの強化につなげるための事業や、住宅用太陽光発電システムやヘムスの設置などの購入助成に加え、再生可能エネルギー協議会の運営、地球温暖化対策実行計画の更新などを計上しております。

続いて、農林水産業費、予算額は1億243万円で、前年度対比766万円、8.1%の増となります。まず、新型コロナウイルス感染症総合対策事業では、今後起こり得る自然災害などに対し、農業収入の減少による農業従事者等の負担軽減とリスクへの備えを強化するため、農業経営収入保険加入促進補助金として50万円、新たに自治会等で実施する水路などの美化活動の支援として、自治会等環境美化事業支援委託料200万円を計上しております。

継続事業では、未病の改善により人の命を守る「里地里山」活動について、里地里山活動協定地の対象3団体に対し支援する、里地里山保全・再生事業に

176万円を計上しております。また、寄ロウバイまつり等を開催し、寄地区に観光客を迎え入れ、交流人口の増加をさせるための寄自然休養村の管理に要する経費に1,297万円、かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画に基づき、地域水源林として位置づけられた区域の私有林等の整備事業に403万円を計上いたしました。

次に商工費、予算額1億5,558万円で、前年度対比354万円の増額、2.3%の増となります。まず、新型コロナウイルス感染症総合対策事業については、新規に、町内飲食店を支援するための飲食店テイクアウト推進助成金に160万円、拡充事業では、プレミアム率20%の商工振興商品券発行事業に1,100万円、経営が悪化した事業者等を支援するため、経営安定緊急融資利子補助金に86万円を計上しております。

継続事業では、商工振興対策事業に871万円を計上し、新たに県西地域活性化プロジェクト事業では、松田ブランド品や町の製品の新たな販路開拓に伴うECサイトの開設・運営、SNSを利用した広告販売の促進、また、ハーブ館を拠点とした、体験型観光プログラムの展開のための施設整備費を計上しております。桜まつりやきらきらフェスタ事業など、観光宣伝事業に1,593万円、ハーブ館及びハーブガーデンの維持管理や運営に係るハーブガーデン管理費に2,599万円を計上いたしました。

土木費については、予算額4億5,787万円で、前年度対比2,114万円の減、率にして4.4%の減となっております。主な減額の要因は、松田小学校への進入路部分でもある、町道3号線の改良事業の完了などに伴う減額になります。

重点事業の新松田駅周辺整備推進事業については、新松田駅周辺地域整備促進支援業務や、新松田駅北口駅前広場設計業務、新松田駅周辺整備基金への積立金3,000万円、合わせて4,910万円を計上しております。駅周辺整備基金は、令和3年度末で9,000万円となる見込みであります。

継続事業では、多様化した町民ニーズに対応した道路などの基盤整備として、町道及び生活道路の「維持修繕・機能改良・更新」に必要な道路補修事業1,600万円を計上しております。道路新設改良整備事業については、町道1号線道路

後退用地整備や観音道下地内の定住促進道路整備など、4,571万円を計上しております。安心安全な住環境整備、並びに定住化に資する住宅地化への誘導に向けた道路整備を推進してまいります。また、新松田南口駅前広場整備事業に1億5,535万円を計上し、国土調査法に基づく地籍調査事業では1,253万円を計上しております。住宅整備事業建設経費の1,094万円につきましては、PFI法で整備した町屋住宅と籠場住宅の大規模修繕に伴う基金の積立500万円と、住宅整備費割賦分の経費となります。

次に消防費は、予算額2億5,816万円で、前年度対比8,727万円の減、率にして25.3%の減となっております。主に減額の要因は、令和元年度から進めてまいりました防災行政無線デジタル化の完了に伴うものでございます。

新規事業では、松田小学校校舎建設に併せて、同敷地内に耐震性貯水槽整備事業や、広域消防施設整備負担金として、小田原市消防本部の足柄消防署山北出張所建設に伴う負担金529万円、土砂災害ハザードマップ作成委託料に492万円を計上しております。

継続事業の防災資機材等整備事業は、防災倉庫備蓄品や災害時非常食の購入などに240万円、地域の安全と安心を守るために活動している消防団員組織の維持、及び団員の活動や運営に伴う消防団運営事業経費や、小田原市消防本部に対する広域消防負担金を計上しております。

次に、教育費は予算額25億4,005万円で、前年度対比14億9,260万円の増、率にして142.5%の増となります。主な増額の要因は、重点事業である木の学校づくり先導事業の、松田小学校整備事業に要する経費について、本校舎の建設経費や建設委員会の運営費など、予算額20億6,623万円を計上したことによります。新型コロナウイルス感染症総合対策については、子育て世帯に対し、コロナ禍の影響を和らげるため、町立小・中学校に就学している児童・生徒の保護者負担の軽減を目的に、上半期の給食費保護者負担分を全額補助する、給食費保護者負担特別軽減措置補助金に1,313万円を計上いたしました。

重点事業の学校ICT推進事業費として、1,761万円を計上しています。当町は既に、小学1年生から中学3年生まで、全ての児童・生徒にタブレットが配

付されておりますので、さらに本事業を効果的に推進するため、引き続き先生をサポートするための支援員の派遣にかかる費用などを計上しております。

継続事業では、放課後子ども教室事業として、放課後に学校の教室を活用し、地域と学校が連携協力して、学習支援や体験・交流活動の機会を提供する事業に119万円を計上しております。継続事業として、教育費にも幾つか定住化促進事業があり、下半期分の給食費保護者負担分軽減措置事業として388万円、学校警備員配置事業762万円のほか、町内の小・中学生が所属しているスポーツや文化団体を対象に、スーパーキッズ育成団体助成金や、中高生を対象に、文化・芸術・スポーツなど、各分野においてトップランナーとして活躍することが期待される生徒に、さらなる成長や技術向上のため財政支援として、未来トップランナー育成・応援助成金、合わせて110万円を計上しております。新年度は、小・中学校における障がいのある児童・生徒や、普通学級でも学習支援を必要とする児童・生徒が増えていることに対応するため、介助員と学習支援員を増員して配置するなど、本事業を継続するとともに、幼稚園2園とも3年保育を実施し、無料送迎バスの実施も継続してまいります。

続いて、公債費については3億8,945万円、前年度対比1,743万円、率にして4.7%増となっております。

予備費については、4,000万円を計上しております。

以上が一般会計における令和3年度当初予算（案）のあらましとなります。

続きまして、特別会計、企業会計について御説明申し上げます。

まず、国民健康保険事業特別会計でございます。予算額12億9,565万円で、前年度対比5,673万円、率に対して4.2%の減となっております。主な減額の要因は、被保険者の減少などによる保険給付費及び保険税収入減によるものです。平成30年度から、国民健康保険制度の広域化により、都道府県が財政運営の責任主体となって4年目に入ります。令和3年度は、国民健康保険税の資産税割が廃止となります。当町では、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険税率の決定、賦課・徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を担ってまいります。松田町の国民健康保険は、被保険者の減少や高齢化、さ

らに軽減税率の拡充、また税率改正などから、保険税収入は前年度対比7.9%の減となっております。国民健康保険事業納付金については、国民健康保険制度の広域化の制度設計時の激変緩和が、引き続き図られることとなっております。制度改革の影響を鑑みながら、事業遂行、医療費の適正化に取り組んでまいります。また、引き続き保険者努力支援制度による交付金の財源確保とともに、管理栄養士を配置し、生活習慣病の重症化予防に傾注してまいります。保健事業の地域包括ケアシステム推進事業においては、健康の見える化事業に引き続き取り組んでまいります。

次に、国民健康保険診療所事業特別会計については、予算額7,225万円で、前年度対比104万円の増、率にして1.5%の増となっております。主な増額の要因は、事業用備品の購入などによるものです。国民健康保険診療所は、地域の皆様から信頼されて、身近で安心な診療が受けれる医療機関として重要な役割を担っております。引き続き専門の医師と、県立足柄上病院の医師とで診療を行い、町民の皆様の健康と地域医療の向上に取り組んでまいります。

上水道事業会計については、予算額1億6,534万円で、前年度対比3,481万円、率にして17.4%の減となっております。水道使用料収入につきましては、前年対比32万円の微減となっております。資本的支出につきましては、河内地内排水管布設替工事を予定しています。引き続き、安全でおいしい水の供給と、非常時に対応できるよう取り組んでまいります。

次に、寄簡易水道事業特別会計につきましては、予算額4,293万円で、前年度対比63万円、率にして1.5%の増となっております。水道使用料収入につきましては、前年度対比1.3%の減となりますが、住民の皆様が安心して暮らせるよう、安定した供給を行ってまいります。

下水道事業特別会計については、予算額2億5,407万円となり、前年度対比1,878万円、率にして6.9%の減となっております。主な減額の要因は、公債費の減額によるものであります。快適な暮らしを営むため生活環境の向上と、河川環境の保全に向け、計画的に下水道の整備及び維持管理に取り組んでおります。

歳入のうち、一般会計からの繰入金8,381万円は、町債の償還に充てており、前年対比11.6%の減額となっております。歳出の大きな割合を占める元利償還金については、24年度の町債の借り換えにより支出を抑制し、また、平成29年度に料金改定を実施したことにより、一般会計からの繰入金への依存割合が削減されました。今後も収支バランスを勘案し、健全な運営に向けて、町民、議員の皆様方の御意見を頂きながら進めてまいりたいと考えております。

続いて、介護保険事業特別会計については、予算額11億428万円となり、前年度対比4,286万円、率にして3.7%の減となっております。減額の主な要因は、介護保険事業につきましては「第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」の策定後、最初の年となります。この計画に基づき、高齢者を主体として、住み慣れた地域で生活を支える地域包括ケアシステムの深化・推進を重点目標とし、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、持続可能性を確保することに配慮し、引き続き適正なサービスの提供をしてまいります。

次に、用地取得特別会計については、予算額2,185万円となり、前年度対比3万円の減となっております。平成23年度に取得した河内地区の旧家畜保健所跡地、平成27年度に購入した旧松田土木事務所跡地の起債に対する元利償還金を計上しております。

後期高齢者医療特別会計については、予算額1億9,065万円で、前年度対比267万円の増となっております。後期高齢者医療関係では、この特別会計のほか、一般会計から後期高齢者医療広域連合へ直接支出する広域連合事務費負担金として687万円と、法定の市町村定率負担金1億2,416万円を計上しております。

最後になりますが、これまで国から第一次、第二次補正分の総額約2億3,000万円を、令和2年度の新型コロナウイルス感染症総合対策事業として活用してまいりました。今後、新たに松田町へ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による地方財政への補填として交付されるものとして、国から示されている第3次補正分の地方創生臨時交付金7,400万円ほどが見込まれておりますので、今後この予算を活用し、さらなる感染症対策等を効果的に行ってまいりたい

いというふうに考えております。この予算については、しかるべきときに議会の皆さん方に補正予算として提案させていただきますので、その節には何とぞよろしくお願いを申し上げます。

以上が令和３年度当初予算（案）と、当面の町政運営について、私の所信の一端を終わらせていただきます。以上となります。本日からの11日間、何とぞよろしくお願い申し上げます。

議 長 町長の所信表明を終わります。

議 長 日程第４「議長の諸般報告」に入ります。

この報告は、令和２年第４回議会定例会最終日より本定例会までの報告事項について印刷をし、皆様のお手元に配付しておりますが、その報告書をもって報告に代えさせていただきたいと思いますが、そのように取り扱って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。以上で議長の諸般報告を終わります。

議 長 日程第５「陳情第１号加齢性難聴者の補聴器購入に公的助成を求める陳情」を議題といたします。

この陳情は、産業厚生常任委員会へ付託します。御審議のほどよろしくお願いいたします。

暫時休憩します。10時半より再開いたします。（10時12分）

議 長 休憩を解いて再開します。（10時30分）

一般質問に入る前に、お諮りいたします。本定例会でも一般質問の録画をしたいと思います。そのように取り扱って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。御了承いただきましたので、本定例会で一般質問の録画をいたします。なお、放映に向けて、質問終了後、次の質問者の番になるときに、一、二分程度インターバルを取りますので、御了承ください。事務局は録画の準備をしてください。

議 長 日程第６「一般質問」に入ります。

一般質問は通告順に行います。受付番号第1号、中野博君の一般質問を許します。登壇願います。

8 番 中 野 皆さん、おはようございます。それでは一般質問を行わせていただきます。受付番号第1号、質問議員、第8番 中野博。件名、ワクチン接種の課題と準備の進捗状況を問う。

人類史上初となる緊急事態、全世界を震撼とさせているウイルスに対して、我が国でもいよいよワクチン接種が始まろうとしています。医療従事者を除く65歳以上の高齢者に対して、4月1日以降の開始を見込んでいます。しかし、かつて経験したことのない大事業に、全国の自治体も暗中模索の状態と思われます。既にその対策に専門の課や班を設置した自治体もありますが、我が町として今後の大きな課題に対する対策と、現在の進捗状況をお聞かせください。

なお、私の質問に対しましては、町民が大変不安に思っておられると思いますので、ごくごく町民の目線に立った易しい質問をいたしますので、分かりやすい答弁をお願いをいたしたいと、そのように思います。

町 長 それでは、中野議員の御質問に、ちょっと丁寧に答えるので、ちょっと長くなるかも知れませんが、よろしくお願いいたします。

新型コロナウイルスの接種については、現在、過去に経験のない規模でのワクチン接種の実施に向け、多くの方に、また速やかにワクチン接種を受けていただくための準備を進めているところでもございます。本町では、2月2日に第1回目のワクチン接種調整会議を行い、その際に福祉関連部署を中心に、それぞれの事務の取りまとめや調整を行う実行部隊として、子育て健康課内にワクチン接種担当班を設置し、その後、調整会議を週1回開催し、国からの発表を基に、松田町の住民皆様に対する接種方法、接種体制について検討を行っているところでもございます。

また、2月3日に上郡5町の首長が集まり、5町共同での集団接種を行うことを確認し、2月22日には上郡5町と足柄上医師会との間で共同接種に向けた接種体制等に係る覚書の協定締結を行い、接種体制構築に向けた確かな一歩を踏み出したところでもあります。

松田町には、令和4年3月31日までに65歳以上となる高齢者は3,891人で、湯の沢地区を除いた寄地区の人数は666人、残りの地区の人数は3,225人となります。現在、町が行う最初の対象者となる65歳以上の高齢者に対し、ワクチン接種の希望有無などを事前に確認するため、町独自のアンケート調査を現在実施しております。2月18日から順次発送を行い、期限が3月7日までに御回答いただくこととなっておりますが、3月1日現在の回収率が64%、そのうち希望される方が85.2%、さらにそのうち、接種方法については、集団接種が14.4%、個別接種が51.1%、どちらでもよいという方が34.6%ありました。また、ワクチン接種について気になることについては、持病、アレルギーがあり心配、副反応・副作用について、もう少し様子を見て考えたいなどの御意見を頂いております。現時点でのアンケートの途中経過ではありますが、ワクチン接種希望者の割合が、当初の予測を超えることが見込まれると事前に分かりましたので、今後の対応に生かしてまいりたいというふうに考えております。今後は、このアンケート情報を基に、集団接種とかかりつけ医などによる個別接種の2つの方法をハイブリッドに機能するよう、集団接種会場の運営はもとより、個別接種に御協力賜る医療従事者の皆様方との連携や、ワクチン輸送や保管などのオペレーションなど、様々な状況に対応できるよう検討を重ねてまいります。

また、ワクチン接種に係る御相談に対応するため、松田町では新型コロナワクチン接種相談室を2月22日より開設しております。平日の9時から午後5時まで、役場庁舎内1階の医療救護室で電話対応、対面での対応を行っております。そのほか医療の専門的な内容は、国・県の専門相談室の連絡先をお伝えすることになりますが、初めてのワクチン接種であるため、多くの方が様々な御不安、御心配ごとや御不明なことを抱かれていると思われましますので、丁寧にお話をし、不安ごとが少しでも軽くなるよう、対応を心がけてまいります。

さて、議員から御質問いただきました今後の大きな課題に対する対策でございますが、我々が課題として考えていることは大きく2点あり、現在その対策等々検討しているところでもございます。その1つ目といたしましては、ワクチンの供給がいつから始まるのか、また1回、1人2回分のワクチン量を確保

することができるのかといった、国が進めているワクチンの供給に関わることでございます。現在65歳以上の高齢者のワクチン接種の開始は、国からは早い自治体では4月12日から開始すると言われておりますが、当町に供給される時期については未定となっております。ワクチン接種担当大臣の発言によれば、遅くとも4月26日の週には各市町村へ配分されるとのことですが、対象者全員分は6月末までに供給されると申され、さらにEUの承認次第との条件付であります。既に接種体制の準備を進めておりますので、接種に必要な接種券などの発送時期も、3月末をめどに準備をしているところでもあります。今後の状況にて変更することも予測しつつ、引き続き国からの指示に柔軟に対応し、町民の皆様方が速やかに接種できる体制づくりを整えてまいる所存でございます。

2つ目の課題といたしましては、ワクチン接種をスムーズに実施するために必要な、医師や看護婦などの人材の確保です。小さな町の医療支援には限りがありますので、上郡5町と上医師会とが連携し、共同集団接種のメイン会場を大井町総合体育館、サブ会場を山北町健康保険センターとし、そのほか個別接種をかかりつけ医等で行っていただくなど、接種会場の準備を進めております。また、共同集団接種に伴い、共同で予約を受け付けるコールセンターも設置も進めております。このような中、上郡5町と上医師会との間で共同接種に向けた協定の締結を行い、接種体制構築に向けそれぞれの町の弱みを補う形で、様々な課題解決に向け進めております。

また、当町におきましては、そのほかに寄地区の住民を対象として、町独自のワクチン接種会場を設けることや、寄地区での接種が落ち着けば、松田町内、松田地区内の対象者に対し、循環型の接種も検討していることから、現在そのために必要な人材を新型コロナワクチン接種サポーターとして、医師、看護師、薬剤師、保健師、一般事務、駐車場や会場での誘導員、また保護者がワクチン接種を行ってる間、お子さんを見てくださる方々を、3月1日の全戸配布、またホームページで募集を行っているところでもございます。医師、看護師など専門職は引く手あまたの中で、なかなか御協力いただくことが難しい状況とな

っておりますが、多くの方に協力いただけるよう、丁寧に周知してまいります。

以上が、ワクチン接種において今後の大きな課題と現状の進捗状況となっております。今後も国の動向を注視し、住民の皆様方が不安で、不安が生じないよう、正しい情報はもとより、その時々で分かった新たな情報について、広報やホームページ等を活用し、随時周知してまいりますので、引き続き御理解、御協力のほど、何とぞよろしくお願い申し上げます。以上となります。

8 番 中 野 ありがとうございます。今回の人類史上初となる、世界中を震撼とさせているこの事態に対しまして、町職員の皆様方におかれましては、多大なる御尽力を頂いておりますことに対しまして、厚く御礼を申し上げますとともに、深く感謝を申し上げます。ありがとうございます。

一向に終息のめどが立たないこの新型コロナウイルスに対し、今現在、最大の手段としまして、ワクチン接種ということになりますが、国の方針が毎日のように目まぐるしく変わることに對しまして、国民も大きな期待とともに、また大きな不安をも抱いておることと思います。全国の自治体が抱える課題も、多大なものがあるかと思いますが。アンケートの結果、全国の自治体の抱えるその最たるものが、やはり医師の確保、看護師の確保がどのようになるのかということと、これは金銭的なものでございますが、全額国の補助ということは言っておるんですが、果たして国から来る補助金のみで対応ができるのか。皆さんの、職員の方々の休日出勤手当、また残業手当等々、目に見えない部分のお金がかかる部分もあるかと思いますが。

そのことはさておきまして、上郡5町では、広域に集団接種をということで決まったというふうなお答えがございました。しかしながら、まだ医師会との協議中であろうかとは思いますが、上郡においては完全に、確実に医師、看護師の確保ができているのか、またできたのか。

それともう1点、松田町民対象者が第1回目の接種を受けることが終了できる時期はいつ頃になるのか。これは分かる範囲で結構でございますので、まずその2点についてお聞かせください。

子育て健康課長 ただいまの議員からの質問に対してお答えいたします。まず初めに、上郡5

町の共同で行う共同接種会場での医師と看護師の確保ですが、医師につきましては上医師会のほうへ事前にアンケートを行いまして、共同接種会場へ御協力いただける先生方の希望を聞いております。その中で、週に何日かは開設できるということで、医師の確保もそこは行っているところでございます。看護師につきましては、ただいま医療機関もそうなんですけれども、ほかに訪問看護ステーション、そういったところに働きかけておりまして、そちらのほうは今、開成町が代表となって調整を行っているところでございます。

続きまして、1回目の町民全ての方がいつ頃終了するかという御質問ですが、対象者が、16歳以上の対象の方が1月1日現在、9,829人ほどいらっしゃいます。その中で、先日65歳以上の方に対してお送りしたアンケートの対象者が3,891人となっております。残りの方が約5,938人なんですけど、そのうち医療従事者と思われる方々、全体の3%として計算しておりますが、約328人で、そういった方々を引きますと約9,500人になります。そのうちの85%の方が接種を希望されると考えますと、大体8,075人ぐらいなんですけど、この方々を接種する、ワクチン接種をするに当たり、毎週、週に5日間で1日当たり6時間、それと70人ぐらいと仮に想定いたしますと、4月の中旬から始めると大体もう、1回目の終了というところがちょっと出にくいんですが、2回目全て終わるのが大体3月中旬ぐらいかなということで、これあくまでも週に5日間、毎週できたという想定でやりますと、4月の中旬から始めて、来年の3月中旬までには全町民の方、対象になる方、85%の方が終わるかなという想定はしております。以上です。

8 番 中 野 分かりました。大変長い期間がかかるわけではないので。今回上郡5町で広域で、主に集団接種方式でやるということですが、この会場が大井町体育館ということになっております。そのほかに、山北町は山間部を抱えてるということもありまして、サブ会場が山北町にも設置をされる模様だということでございます。我が松田町においても、寄という山間地を抱えております。寄の人たちが大井町の会場へ行くのも難題があるかと思いますが、先ほどの回答の中に、独自に寄のほうにも設置を考えているという回答がございましたの

で、それはそれとして安心をしているところでございますが、町の町民の中には、足の手段がない方々もおられると思います。そういった方々への対策はどのようなになっているか、その1点、まずお聞かせください。

子育て健康課長　大井町の集団会場等への移送についてですけれども、今のところですね、何人か集まってジャンボタクシーとか、または小型バスなどを借り上げて利用することができないか、ただいま検討を行っているところでございます。

8 番 中 野　ぜひもろもろの交通手段をやっていただきまして、一人でも多くの方が接種ができるというふうに、配慮をしていただきたいと思います。

そして、接種方法として、集団接種、個別接種、巡回接種と3通りがありますが、先ほどの回答ですと、接種を希望いたしますというアンケートの結果、集団接種が14.4%、個別接種が51%、どちらでもよいというのがそのほかではございますが、圧倒的に個別接種が多いわけでございます。これは私もそうですが、多分かかりつけのお医者さんを持ってられるという方が多いのではなかろうかと思います。かかりつけのお医者さんにやっていただければ、問診はまず必要もなかろうかと思ひますし、また、接種を受ける患者さんに対してもいろいろ、もろもろ知ってるわけでございますから、不安材料が払拭されるのかなというふうに思ひますが、基本的にかかりつけ医は町内の医者というふうになっていると思うんですが、町外にかかりつけを持っておられる方もたくさんいらっしゃるんじゃないかなと思ひます。そういった場合、町外のお医者さんをお願いをするということができないでしょうか。

子育て健康課長　かかりつけ医の件でございますが、基本、国では住所地内でのかかりつけ医で接種ということに申し上げておりますが、上医師会では、この上地域管内を一圏域として捉えておりますので、まずこの上医師会の中では一つの圏域と捉えております。また、上医師会以外の小田原市や秦野市につきましては、請求の方法が変わってきます。管内の医療機関では通常の請求と同じ形になるんですが、それ以外の圏外のところでは、国保連を通じた請求の仕方という形になるだけで、そこのかかりつけ医について受診できないということにはなっておりません。受診できるかどうかというのは、直接ですね、小田原市や秦野市の

医療機関のほうに直接聞いていただきまして、中には個別のワクチン接種を行ってないところもございます。そこを確認していただければ、通常どおりかかりつけ医の先生のほうに受診していただくことは可能かと思えます。

8 番 中 野 管内以外、管外、小田原市、秦野等でございますと、聞いていただくというのは、個人が電話等で聞くということですね。

子育て健康課長 はい、そのとおりでございます。直接病院のほうに、各、それぞれの方々が御連絡とっていただくことになります。

8 番 中 野 はい、分かりました。管外のお医者様をかかりつけとして持ってられる方も多々いらっしゃると思います。それを聞いて、ちょっと安心をしたところでございます。

次に、接種後、副作用の反応を見るため、約15分間その場に待機をしておられなければならないというふうになっております。大井町の体育館でやる場合、どうしても待機、15分間待機というとなると、密になってしまうおそれもあるかと思えます。全国の自治体の中では、ドライブスルー方式の接種方法ということも考えておるところもあるようでございます。ドライブスルーと、車で行かれるということになると、多分夫婦、もしくは家族連れといった形が見込まれるのではなかろうかと思えますし、こういった方々はもう普段から濃厚接触者でありますから、まず他人にうつすということは、感染させるということとはあまり考えるということがございせん。例えば、ドライブスルーで接種、注射ができなかったとしても、体育館の中で15分間過ごすよりも、駐車場の自分の車の中で15分間過ごすような形になれば、過ごすほうも楽ではございますし、密にもならないで済むのではなかろうかと思えますが、その辺のところは今後協議していただくようにということで、松田町からも、もしこういった案がなければ提案をしてみられたらどうかなと思えますが、いかがでしょうか。

子育て健康課長 貴重な御意見ありがとうございます。対象者の方の利便性等を考えて、柔軟に対応してまいりたいと思います。

8 番 中 野 ぜひ検討していただきたいなと思います。私個人的にもそのほうがいいのかなと思っておりますので、ぜひお願いします。

この後、同僚議員が同じような質問をされるかと思いますが、私の質問はこれで終了とさせていただきますが、職員の皆様方におかれましては、町民が大変不安を抱いている事態でございますので、さらなる御尽力を賜りますことをお願いをいたしまして、終了とさせていただきます。ありがとうございました。

議 長 以上で受付番号第1号、中野博君の一般質問を終わります。

議 長 受付番号第2号、寺嶋正君の一般質問を許します。登壇願います。

11番 寺嶋 それでは一般質問を行わせていただきます。受付番号第2号、11番 寺嶋正。件名、コロナ禍での検査拡充と生活支援を。

要旨。（1）新型コロナウイルス感染症ワクチン接種が4月、65歳からの方は4月1日以降に始まる予定ですが、スケジュールと留意点をお聞かせください。

（2）県は高齢者等の入所施設の職員に対し、新型コロナウイルス感染症予防の定期検査を実施するとしていますが、医療関係者や教職員、高齢者などに検査を希望する人に対して、PCR検査等を実施することについて伺います。

（3）コロナ禍で住民生活や地域経済を守るため、新型コロナウイルス感染症総合対策事業を盛り込んでいますが、町長の考え方と、感染予防対策として、空気清浄機や窓口設置用のアクリル板の設置等、公共施設の衛生環境、及び自治会に対しての感染症対策物品の購入費用の助成などをお伺いいたします。お願いします。

町 長 それでは、寺嶋議員の御質問に順次お答えをさせていただきます。

1点目の御質問の、新型コロナウイルス接種のスケジュールと留意点につきましては、先ほど中野議員の回答と重なる部分がございますので、非常に申し訳ございませんが、割愛させていただく部分がありますので、御承知のほどよろしく願いいたします。

現時点でのワクチン接種について、今後のスケジュールといたしましては、国が示す65歳以上の高齢者の接種時期は、早い自治体で4月12日からスタートし、4月26日の週には全市町村での接種が開始される予定となっていることに

に伴い、3月下旬に接種券を発送したいというふうに考えておりますが、現時点では必要なワクチンがまとまって配給される日時が不明なことから、状況によっては予定が変更になることも承知した上で、接種券の発送準備とともに、集団接種会場の開設に向けた開設日時の決定など、具体的な準備を進めて行っております。

現在、松田町では、事前に65歳以上の高齢者に対しワクチン接種の希望の有無など、アンケートを2月18日から順次発送し、回答期限を3月7日としております。このアンケートを基に、多くの高齢者の皆様が御不安を抱くことなく接種が可能になるよう、順次進めてまいります。また、16歳から64歳までの方々の接種時期については、国からの指示に従い準備を進めておりますが、現段階では示されておきませんので、今後国からの指示がございましたら、速やかに皆様方にお知らせしたいというふうに考えております。

次に、2点目の御質問にお答えさせていただきます。県では、2月2日に国の感染対策の基本的方針により、クラスターが発生しやすい高齢者施設及び障がい者施設での感染を予防し、県内の医療提供体制を維持する目的にて実施されると伺っております。検査を希望される施設に対し、2月22日から2週間置きに、1人3回を限度に定期的に検査が行われ、対象者は施設利用者と接する職員が対象となっておるところであります。松田町では、同様な目的にてPCR検査を実施しておりませんが、昨年9月より、行政検査とされない保険適用外の自主検査を受けたいと思われる方々が増えてくることを予測し、任意に検査を受けた方に対して、PCR検査等の費用につきましては3分の1、上限1万円、抗体検査等の費用については2分の1を、上限6,000円を費用を助成し、御自身の状況を確認されて支援を行っております。この助成は令和3年度も引き続き実施することとしておりますが、このほか、現在技術の進歩により、PCR検査と比較して結果が出るまでの時間が短く、コストも安価に済み、検査の精度もPCR検査と同等に判明するといった抗体検査キットが新たに開発されておりますので、町としてはこの検査キットを、地方創生臨時交付金第3次補正を活用し、購入の検討を行っているところでもございます。それに合わせ

て、この検査キットを使用する対象者や、どの場面で使用するかなどを具体的に考え、必要とする数量を割り出すなど行い、予算等の検討を行ってまいります。よって、予算にも限りがあることから、御提案いただいた方全てを対象とすることができるかどうかになりますが、それぞれの対象者が安心した環境で業務の遂行が可能となるよう取り組んでまいります。

次に、3点目の御質問にお答えさせていただきます。コロナウイルス感染症総合対策につきましては、政府は1月7日から2月7日まで、東京・神奈川を含む1都2府8県を対象に、緊急事態宣言を発出したところでございますが、陽性者の減少が進まず、医療・病床の逼迫が続いたことなどにより、神奈川県を含む1都3県の首都圏は3月7日まで、さらに延長となっております。松田町でも、年末年始にかけ、陽性者が確認されましたが、町民の皆様方の御協力により、1月19日以降確認されていない状況でございます。

新型コロナ感染症防止総合対策事業に対する私の考え方として、人と経済の命をバランスよく守ることが肝要で、様々な意見を伺い、総合的な判断にて対応、対策を行う必要があると考えております。そこで、感染症を拡大させないためにも、町では町民の皆様方へ具体的な5つの取組をお願いしているところでございます。私はその中でも特に、飛沫感染や接触感染を防ぐため、マスクを必ず着用し、人との距離を十分に確保することを第一にお願いさせていただき、その対策を徹底することで、住民と地域経済の命を守っていきたいと考えております。今は、国が緊急事態宣言を発出している以上、特措法に基づき自粛など指示に従う必要がありますが、解除後にはポストコロナ・ウィズコロナ対策として、感染症拡大防止総合事業を早期に展開し、人の暮らしと経済活動の支援に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、役場庁舎内含めた公共施設での感染症対策といたしましては、窓口では透明シートを設置し、常時換気を行うなど、衛生環境の保全を図っております。また、設置済みの透明シート、トイレ、カウンターや椅子などについても、毎朝や休憩時間等、職員により次亜塩素酸による除菌作業を行うなど、感染症予防対策を実施しております。役場庁舎や文化センター、幼稚園、小学校、中

学校にはサーキュレーターや加湿器、空気清浄機などを設置し、空気及び湿度管理も行っております。自治会に関しましては、昨年にも備蓄用のマスク、手洗い消毒液、物品用消毒液、ビニール手袋、手洗い用の石鹸、及びフェイスガードなど必要な物品等を事前にお聞きした上で、国の交付金を活用し、地域集会施設などに配付させていただいております。また、現在自治会へのコミュニティー助成としての助成金を活用し、自治体独自の判断にて、感染症対策に必要な消耗品の購入についても了承しておりますので、今後も自治会との連携を密にし、要望等に対応してまいりたいというふうにも考えております。以上でございます。

11番 寺 嶋 それでは再質問させていただきます。まず1点目の、ワクチン接種に関することです。私は住民の方何人かの方に伺いましたところ、接種をする、受ける方のほうが多いようでございます。ただ、やっぱり懸念されることはですね、副反応はどうかということとか、ワクチンがね、いつ来ていつ頃始められるのかと、こういう心配と不安の声が届いております。

それから、あまり、受けたくなくても様子を見る方ということでは、特に高齢者の方はね、近所に接種会場がないとね、やっぱりなかなか行きにくいということで、そういうね、こともございました。かかりつけ医のいる方はね、案外と近い方で受けられると思いますけども、特に共同接種会場までね、行けないと、どうしても行けないという方もね、いらっしゃるので、やっぱりそういう方の対策もね、講じていただきたいなというふうに思っております。そういうことですね。

1点目はですね、先ほど答弁ありましたけども、ただ、不明な点があります。高齢者、4月以降の高齢者、松田町では3,700人とかの方がね、いると思うんですけども、これ、政府のほうはですね、高齢者3,000、国全体で3,600万人の方が2回接種できる量については、地方自治体への発送が6月中に完了できると明らかにしましたが、ただ、6月中にね、全部ワクチンが発送、配送できるかというのは、まだ明らかでないと思いますけども、そういう中でね、じゃ高齢者の接種時期はどうなるのかということで、これもね、高齢者のクーポ

ン券の発送が、一応は3月7日ですつけ、町の広報で言いますと、3月中にはクーポン券をね、発送できるんじゃないかというふうには何か回覧、チラシに載っておりますけども、ただ、国の動向、ワクチンがね、予定以内に、予定、遅れてくるということがあれば、クーポン券の発送も当然遅れると思います。その諸業務がどうなるかということなんですね。それを一つ伺います。

あとは、一般向けのワクチン接種は来年度、今年度中というのか、来年度だよね。令和3年度だな、中に、来年の3月いっぱいまでかかるんじゃないかということなんですけども、その一般住民向けのワクチン接種がね、大体いつ頃になるのかなという、そういう見通しもですね、なかなか不明な点がありますけども。それでね、今度は仮にですよ、オリンピックがね、7月後半からあるとなると、そういう中でオリンピックのほうに医師がね、従事者が行っちゃうとね、やっぱりワクチン接種も相当遅れるんじゃないかと思っておりますけども、その辺のことについて今、分かってることをですね、お伺いしたいと思います。

子育て健康課長

御質問ありました1つ目の、4月以降の高齢者に対しての接種時期、またクーポンの発送時期についてですが、まず高齢者の接種は、国のほうでは4月12日から少しずつやっていくというところで、4月26日の週には、全ての市町村に行き渡るというお話はあるんですが、その全ての市町村に全員分届くというところまでは、まだ確実ではございません。どのくらいの量が届くのか、今、不明なところでございます。

それと、接種券の発送についてなんですが、町のお知らせの中では3月下旬以降ということでお知らせしておりますが、今朝ほどの何かニュースの報道などでは、4月23日までには接種券の発送を終わらせて、26日からスタートできるようになんていう報道も聞いております。ただ、その辺、詳しい詳細については、まだ国・県のほうから指示は届いておりませんので、その頃には発送ができるのではないかと考えております。

続きまして、一般向けのワクチン接種についてなんですけれども、オリンピック等で医師の確保が困難になるのではないかというお話もございますが、多分予想なんですけれども、その頃にはファイザー製のワクチン以外のワクチン

も出回ってまいりまして、集団接種というよりも、個別接種のほうがだんだん主流になってくるのではないかと考えております。個別接種になりますと、インフルエンザのワクチンと同じように、それぞれの医療機関で接種していただくこととなりますが、ただ、全員分そろうかどうかというのは、まだここでも分かってはおりません。見通しというのは、先ほど、シミュレーションちょっとした中では、来年の3月中旬あたりまで、順調に、もう週5日確実に打てるということであれば、その頃には何とか終わるのではないかと考えておりますが、これもやはりワクチンの供給量等の影響もあると思いますので、一般向け、いつから始まるかということでございますが、国の予想などでは、8月中までには高齢者が終わって、9月から一般の方向けというお話もございます。ただ、そこも正式なお話は来ておりません。以上です。

11番 寺 嶋 それでは次にですね、ワクチンの安全性について伺います。心配のあります副反応についてなんですけど、副反応がね、接種直後に、先ほど前者の方が15分ぐらいね、接種直後の経過を見るとあったんですけども、副反応は接種直後に起きるもの、あるいは長時間たってから現れるものはあります。それで、接種部位の痛みとかだるさ、頭痛、筋肉痛などが見られるというふうになっておりますけども、健康、この被害がね、心配な方もいらっしゃると思いますので、この接種後、1回目も、1回接種して2週間でしたっけ。3週間か。3週間。それで、2回目接種してまた3週に、何週間かそういうことで経過を見るということなんですけども、そういう接種後の副反応に対する、そういう何か調査というのが、アンケートみたいな、そういうのをやる考えはあるのか。

それから、健康被害が生じた場合の救済策はどうなりますか。お伺いをいたします。

子育て健康課長 ただいま議員から御質問ございました、ワクチンの安全性、副反応についてですが、まず、接種後の痛みとか筋肉痛、そういったところはほかのワクチン接種でも見られるということで、特にこのコロナに対してのワクチンに限ったものではないというのは聞いております。それ以外の副反応、副作用については まだこちらのほうには、どんなものがあるかというところは届いておりま

せん。

接種後のアンケートについてですが、今のところはそのようにアンケートを行うことは考えてはおりません。

それとあと、健康被害が起きた場合の救済措置でございますが、こちらは国のほうでですね、予防接種法の附則の第7条の規定に基づいて、健康被害が生じた場合には救済給付を行うということになっております。もし、そういった方ございましたら、町へ申請していただいて、町から国へそれをまた申請してからの給付となりますが、そういった救済措置はございます。以上です。

副町長 今のお話の中で、ちょっと補足をさせていただきます。先ほどから接種券のことが出ております。この接種券をですね、郵送させていただくときに、まず、今、ファイザー製のワクチンということで、コロナワクチンの接種予診票というのが、今ちょっと来ております、国から。これも同封をさせていただくと同時にですね、ワクチンを受けた後は15分以上は接種会場で座って様子見てくださいということで、このようなね、チラシがやはり厚労省から今、届いております。これも町民の方々にですね、一緒に同封をさせていただいて、接種を受ける前に読んでいただこうというところで、今、準備をしております。

そのようなところのですね、少し詳しいですね、このような症状があったときにはどうしますという注意書きが書いてございますのでですね、今、町としては、ちょっとそのようなチラシもですね、一緒に対象者の方にですね、郵送させていただいて、事前にちょっと読んでいただこうというところは、まず準備をしているところでございます。また、この辺もですね、今日…昨日ですか。全戸配布させていただきましたけども、町のほうに情報があり次第、回覧または4月1日の全戸配布というところで、きめ細かにですね、町民の皆様に御報告をさせていただくということで進めてまいりたいというふうに思います。以上です。

11番 寺嶋 議会が始まる前ね、以前なんですけども、今、副町長が言われたクーポン券と一緒に予診票は発送するのかということで聞いたらですね、まだそういう…間に合わないという話ですけど、今ね、副町長のは今度は接種券、クーポン券

と一緒に予診票も送るということで理解でよろしいんですね。

それでは次ですね、先ほど回答がありますけど、ワクチン接種のサポート体制ということで、医師・看護師をね、募集するという事なんですけども、それでね、体制を整えるということなんですけども。そうした場合はね、今、現在きてる国の支援金というか、国・県の支援金で、そういうサポート補充の体制のね、支援…財政のほう。人員の人件費などは、今のこれで間に合うんですかね。間に合わない場合は、当然、国・県にね、財政支援をね、しっかり求めていただきたいと思いますけれども、その辺についてお伺いをいたします。

子育て健康課長 ワクチン接種サポート体制で御協力いただける方々の人件費は、10分の10全て国の補助の対象となります。今のところ、そういった方々たちの分、新年度予算の範囲内でやっていく予定でございますが、どのくらいのまた日数になるとか、そういったところ、また調整して検討してまいります。

11番 寺 嶋 それでは2点目のですね、PCR検査等の拡充についてなんですけども、県がですね、高齢者施設、入所施設の職員に対してこの定期検査をするということなんですけども。町は、じゃあそのほかの高齢者入所施設や医療関係者の、今度は職員じゃなくて入所者ですね。それからショートステイとか、そういう利用している高齢者の方なんかに対しての検査、どのぐらいの方がね、PCR検査と抗原検査も含めて、やっているのかとか、そういう施設でね、検査をしている状況なんかは、どのようにしてつかんでいるのか。それからですね、保健所とタイアップしてですね、そういう高齢者入所施設に入所している方等に対してのPCR検査をですね、受けていただくような、促進するような働きかけをですね、しっかりやっていただきたいと思いますけれども。これに対して、町はですね、現在そういう今のPCR検査の掌握と、各高齢者施設等へのPCR検査の働きかけの促進などの計画とか考え方はどのようになっていますでしょうか、お伺いをいたします。

子育て健康課長 ただいま御質問がございました高齢者施設へのPCR検査の状況と、あとは促進、働きかけについてでございますが、こちらの高齢者施設等における、まず従事者へのPCR検査の実施につきましては、神奈川県が中心となって…

（「入所者」の声あり）入所者。まず、従事者のところは神奈川県が中心となっておりまして、入所者の方のところについては、今のところ、町では考えておりません。先ほど町長のお話にもありましたように、予算の限りがあるので、そういった方を対象にして、町で新しい検査キットを使用するか、そういったところを考えておりますが。入所者の方の体力がないというところは重々承知しておりまして、それでまずは、入所者自体は表に出ることもないので、それに接する方のPCR検査を県のほうは進めております。直接入所者に対してのPCR検査、そういったところは、ちょっと今のところは県からの情報も聞いておりませんし、今すぐにとすることは考えておりません。また、後々いろいろと対応については検討していきたいと思っております。

1 1 番 寺 嶋 それでは、時間もほとんどなくなりましたので、次に移らせていただきます。最後3番目の公共施設等への空気清浄機ということでありましたけれども、いろいろ…。

議 長 時間がありませんので、簡潔に質問をお願いします。

1 1 番 寺 嶋 ただ、それから最後ですね、自治会への感染症物品対策購入費用の助成ということで、先ほど十分検討してね、臨時交付金ということを使用して考えていくということなんですけども。使い勝手がよいですね。自治会への、例えば一律5万円から10万円のね、感染症対策奨励金等ね、そういうのを出すようなお考えありますでしょうか。今、副町長が言ったのはいろいろな物品関係でね、補助金の関係ですけども。そういう使い勝手がいいような自治会への助成というのを考えておりますでしょうか。以上、お伺いをいたします。

議 長 時間ですので、その質問で終わりとさせていただきます。

参事兼総務課長 ただいまの御質問にお答えします。先ほどの町長の答弁の中で、コミュニティー事業補助金の中で助成をするということの中ですので、これかなり自由度が高いものと考えておりますので、その中で対応していただきたいと考えております。以上です。

1 1 番 寺 嶋 時間になりましたので。どうもありがとうございました。

議 長 以上で受付番号第2号、寺嶋正君の一般質問を終わります。録画の準備しま

すので、少々お待ちください。

議 長 受付番号第3号、齋藤永君の一般質問を許します。登壇願います。

10番 齋 藤 本来ならば午後だということでしたけども、午前中にできるのでやってくれと。承諾しました。お許しが出ましたので、一般質問させていただきます。受付番号第3号、質問議員、第10番 齋藤永。件名、再生可能エネルギー施策について。

要旨。令和元年12月定例会で、松田町再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例が提案されてから1年以上経過しました。町長のお考えを伺います。

(1) 地域における再生可能エネルギーの利用等の方針はいつ示されるのか。公約である寄エコタウン構想との関連は。

(2) 健康福祉センターにまきボイラーを設置し、松田町から再生可能エネルギーの必要性など発信していくとのことでしたが、その方法とスケジュールは。また、まき供給体制はいつ示されるのか。

(3) E S C O事業で旧町民文化センターの施設改修を行ったが、改修して改善された点は。当時、町長からサービス料は従来の委託料との相殺で140万円の負担増。電気料は270万円に下がると説明があったがどうか。

以上です。よろしくお願いします。

町 長 それでは、齋藤議員の御質問に順次お答えをいたします。松田町再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例は、令和元年12月の議会に上程をしてから1年以上経過しておりますが、議会にお認めをいただいたのが令和2年3月13日になりますので、条例公布後1年を経過していないことをつけ加えさせていただきます。

それでは、1つ目の質問にお答えをさせていただきます。松田町再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例は、当町の豊かな自然環境は、地域固有の財産であり、これを後世に引き継ぐものとして位置づけ、そのため、化石燃料に極端な依存した現在社会が引き起こす地球温暖化による環境破壊を防ぐため、再生可能エネルギー導入促進による脱炭素化を促進することにより、環境保全のみならず、地域の持続的発展に資することを目的としております。

この取り組みを促進するための必要な措置といたしまして、条例第14条において、再生可能エネルギーの利用等の方針の策定を位置づけております。定めるべき内容は、1つ目、地域エネルギー享受権を踏まえた持続可能な地域に関すること。2つ目、再生可能エネルギーの利用に関すること。3つ目、エネルギーの使用の節約及び効率化に関すること。4つ目、再生可能エネルギーの利用等の普及啓発に関すること。5つ目、環境の保全、そのほか再生可能エネルギーの利用等に際し、配慮すべきこととされており、再生可能エネルギー・省エネルギー化の促進による低炭素な地域の実現を目指し、エネルギー施策の積極的な推進を目的としております。

この指針の策定に当たっては、条例第8条に、条例に関し必要な事項について協議を行うため、協議会を組織することができるとされていることから、コロナ禍において多忙を重ねる中、令和2年10月に松田町再生可能エネルギー協議会を設立することができました。その後、コロナ禍にもかかわらず、古館委員長を初め、委員9名の皆様方に御協力を賜り、限られた日程の中で、当協議会において方針・検討を進めているところでもございます。

今回御質問にあります方針を示す時期については、コロナ禍の状況が足かせとなって、リモートでの会議という手法もありましたが、委員の一部に同様な環境整備が整っていないこともあり、現在のところ、協議会として議論が進んでいない状況でもございます。町といたしましては、緊急事態宣言が解除された後、現在の社会状況等を鑑みた上で、早急に協議会を開催し、現在までの進捗について、情報共有、意見集約を行った後に、方針の案を作成し、議員の皆様方にもお示しした後、その後、正式な方針として固めていきたいというふうに考えてますので、いましばらくお時間を頂きますよう、よろしくお願いいたします。

また、寄エコタウン構想との関連はという御質問ですが、私が描く寄地区におけるエコタウンとは、災害時における寄地区への電力等の供給や、木材などを利用としたエネルギーチェンジを行うことで、災害時に寄地区が孤立しても、一定期間電力等のエネルギーを保つことができることで、地域住民の皆様が安心して過ごせる状態をつくることをイメージしております。また、山林内で間

伐した木材の利用促進を行い、積極的に木材の搬出を行うなど森林環境の保全を行うことで、令和元年に発生した台風19号の影響による土砂災害での道路の封鎖や家屋の被害などが起きないように環境整備を行い、安心・安全な地域となることに準じる事業や、山から搬出された木材利用を推進することで、化石燃料に頼り過ぎず、緊急事態時においても、地産地消のエネルギーの確保が可能となることを含め、総合的な分野でつながりがある寄エコタウン構想をイメージしております。

私が就任して以来、太陽光パネルの設置を検討して、寄地区では学校施設には平成26年に当時寄中学校、平成28年に寄小学校の屋上に合わせて20キロワットのパネルを搭載し、各10キロ用の蓄電池も設置し、平成29年には寄幼稚園にも11.7キロワットのパネルを搭載しております。地域集会施設には、平成29年に大寺・宮地集会施設に6.2キロワット、虫沢地域集会施設に6.5キロワット、萱沼地域集会施設に6.5キロワットを設置し、消防施設には町消防団第5分団詰所に4.9キロワット、第7分団に5.6キロワット、総合計で61.4キロワットの太陽光パネルと蓄電池20キロを設置しており、災害時に緊急使用電力として利用できるよう整えております。

また、中津川や分水に当たる農業用水路を活用した小水力発電についても、数社の企業と調査を行い、現在のところは実現に至っておりませんが、今後の事実革新により、小水力発電も可能になる予測をしておりますので、引き続き研究を進めてまいります。

さらに、既に御承知のとおり、寄地区の地域資源である木材については、今後、木質バイオマス燃料として利用されることになり、これにより地元産のエネルギー資源による地域環境が形成されることとなります。そのため、2つ目の御質問で詳細にお答えしますが、供給体制の確立や事業主体の育成が第一優先課題となりますので、その課題解消を早期に行ってまいりたいというふうに考えております。

今後、木質バイオマスのみならず、寄地区に存する様々な再生可能な資源から持続可能なエネルギーが新たに創出され、それが地域経済の好循環や、エネ

ルギーの自給自足といった新たな地域環境が形成されるとき、ニューノーマル時代による新たなエコタウンが具現化していくと考えております。今後も、地域住民の皆様方が安全で安心した暮らしができるよう、森林環境の保全を推進し、さらには再生可能エネルギー利用促進については、持続可能な開発目標でありますSDGsの7つ目の指標であり、菅総理が掲げる成長戦略の柱の一つともなっておりますので、我々地方自治体も積極的に取り組むべき大切な事業として、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、2つ目の御質問の「まきボイラー設置に伴う松田町からの再生可能エネルギーの必要性などの発信方法とスケジュールは」にお答えさせていただきます。木質バイオマス燃料を具体的に活用する事例は、近隣自治体には少ない事例でもありますので、今後、緊急事態宣言の解除後に、小規模にて3月末に設置記念セレモニーを行い、しっかりとPRを含めて発信したいと考えておりますので、町内向けには4月の「広報まつだ」やホームページ等を活用してお伝えする予定でございます。

また、まきの供給体制に対する御質問ですが、先にお話をした協議会の中で、木質バイオマスのワーキング部会を立ち上げ、まき加工の担い手の確保について、昨年12月より協議を行ってまいりました。その際、部会で意見として、町が事業支援をすることで、事業の担い手がいるのではないかな等の御意見を出されたと伺っております。町としては、まき加工の担い手の確保については、木質バイオマス事業の要として位置づけ、事業用地のあっせん及び令和3年度当初予算において、木質バイオマス利用促進事業補助金を新たに予算に計上しており、まき加工を担っていただける事業者への支援や育成を行ってまいりたいと考えております。まき供給事業者への支援事業の概要につきましては、令和3年度当初予算等の審議で行わせていただくことにしておりますので、その際は何とぞよろしくお願いいたします。

次に、3つ目の御質問にお答えをさせていただきます。御質問にありました、ESCO事業につきましては、地球温暖化対策実行計画における対象施設である松田町民文化センターは、本町が持つ公共施設の中で、エネルギー使用及び

温室効果ガス排出量が断トツの1位であり、また当時築38年を迎え、当初に導入した空調設備と電気設備の老朽化が著しく、今後、文化の拠点としての機能が発揮されないことだけではなく、防災上の避難所としての機能にも支障を来すおそれがあることから、国の補助金を獲得し、延命を図ることを含めた改修工事を行ったことは御承知のことと存じます。

この事業における設備更新運用改善の効果につきましては、工事着手前に議員の皆様にお示しした平成30年度と比較で御説明申し上げますと、まず委託料につきましては、この空調電気設備改修工事により、これまで行ってきた法定点検等をE S C O事業として組み換えたことにより、空調設備保守点検委託の減額、また冷温水機発生装置保守点検委託が不要となりました。具体的な委託料は、E S C O事業として補助金を獲得したことにより、5年間削減目標に対する評価を行うことについて、国に対して報告を行うなどの業務が追加されたことが、当初の5年間のみになりますが、約180万円の負担が増えておりますが、その後は、導入前と比べて毎年60万円減額した委託料になる予定です。

また、電気料が270万円下がるとの御質問にありましたが、当時は光熱費にて比較した御説明を申し上げておった記憶がありますが、相違があるならおわびを申し上げます。光熱費については、導入提案当時から現在に至るまで、各年度の決算、また決算見込みについて比較し申し上げます。基準となります平成30年度の決算における光熱費につきましては、電気代が約775万円、水道代が約53万円、灯油代が約296万円、合計約1,124万円でした。本事業が本格稼働した令和2年度の光熱費の決算見込みを算出し比較いたしますと、令和2年度は、電気代約683万円、水道代約18万円、灯油代0円、合計701万円となり、導入前の平成30年度の総合計約1,124万円と比較して、423万円の削減となり、当初予定した削減額を大幅に上回る結果となっております。

これらの根拠となる要因といたしましては、電気料につきましては、機器等の交換が行われたことによる効率化による削減。灯油につきましては、全て電気化しましたので全額削減。水道料につきましては、冷却装置を使用しなくなりましたので、その分の削減となっております。したがって、本E S C O

事業における全体の投資効果は、導入前と比較して、委託料5年間分の増額と、その後の減額及び光熱費の減額を含めると、金額として15年間の削減総額は約6,000万円を超える見込みとなり、事業効果が大きく表れる見込みとなっております。

導入時には、議員や町民の皆様方に御心配をおかけしてスタートした事業でございますが、私は当初見込んでいた以上に、町の単独費用とCO₂削減、さらには町民が安全・安心な場所として使用できる施設として、今後も利用できる生涯学習センターとして利用促進が図られる結果となっております。引き続き町の公共施設の適正な管理に取り組み、コロナ禍による新たな日常に向けた住民福祉の向上に資する事業として取り組んでまいります。以上でございます。

10番 齋 藤 お答えいろいろありがとうございました。まず、最初のことですけれども、再生エネルギー可能の条例が3月に通ったという言葉からお入りになったと思いますけど、もともと12月に提案してると思います。提案するということは、事業計画ある程度決められた中で行われていくのかと、私は思ってたんですよ。ですので、可決されたのが3月だからということについては、特に問題なく、そのようにありたいんだということで提案されたと思いますので、その辺、ちょっと遅いのかなと思います。これは、答えはいいです。

それとですね、これに関連して、寄エコタウン構想ということで、町長の公約の中に、私もこのエコタウン構想はすごく期待してたところがございます。町長の公約のところの中にはですね、企業の誘致を行い、雇用を生み出すと。人口増のための定住化をするというふうに書いてあるんですけども、この辺はどうなんですかね。ここで今きてるのは、とりあえず今話の途中で、再生エネルギーのエコタウンとの関連、地産地消のエネルギーの確保ということ、総合的分野につながるというもののイメージをされてるということ、そういうもののしか今出てないんですけども。町長の公約にあった企業誘致等、この辺はどのようなになっておりますか。

町 長 当初予定をしてた、もともとのエコタウンについては、先ほど申し上げたとおり、とにかくまずは町民の方々の防災上の面をしっかりとやっていくという

ようなことを考えておったところは、先ほど説明したとおりです。それに伴い、企業誘致というような話になってくると、そういった電力を使った企業誘致になりますけども、現在、大きな企業としての、寄にですね、移転をしたということの実績はちょっとない状況ですけれども。今、移って来られた方々をもとに、寄地区において、何ですかね。ようやくそういった機運が高まり、企業として成り立とうという人たちが、ちょっと時間はかかりましたけれども、少しずつ…少しずつと言いましょうかね、出てきてるというふうに考えてます。ただ、公約の部分で、大きな企業を引っ張って来るところには、まだ現在至ってないという状況であるのは報告しておきます。以上です。

10番 齋藤 分かりました。大きな企業には誘致はまだまだできてないということですね。地域での意識が少し高まったということだと思います。分かりました。

それでは、2番目の件についていきます。2番目はですね、たしかまきボイラーの設置。もうこれはできたんですよ。設備は。昨年8月に補正予算を認めていると思うんですけども、その中で、まだここで今のお答えの中にですね、まき加工を担っていただける事業者への支援や育成を行っていくというのはいいんですけど、この支援を行っていくとか、まだ何もこれ業者とか決まっていってないということなんですか。これからまだ今やっていきますというふう書いてあるんですけども。その辺はどうなっているんでしょう。

町長 この予算をお認めいただくときにも、多分説明をさせていただいてると思うんですけども、今後、地域に入り込んで、当然その当時も入り込んではおりますけれどもね。皆さん方の承知をいただきながら育成していかなくはないか、そのまま協力していただくかということで確保していくという話はしてあったと思います。ですから、今その進捗状況を今進めている中で、今後そういう手を挙げていただける方々を、やはり町としてもですね、ある意味町の責任としても、山の保全をしっかりやることは大切だということもあって、この水源環境保全税を使いながらですね、そういった方々を育成していくと言いましょうか、支援していくといったことで、予算を今回は提出させていただいてます。ですから、このまきボイラーが動くという部分の、今の現状はです

ね、ほかの町の方々にちょっと御協力をいただいているということですが、その辺の確立を早期にとにかくやってですね、地元の材を使って、基本的に回していくということによって、CO₂の削減と地域経済を回していこうということが、これから不可欠だということで、新年度予算にですね、そういった予算を組ませていただいているという現状でございます。以上です。

10番 齋 藤 現状は、よその人に頼んでということ…ですかね。

町 長 現状はですね、本格的にがつつ進んでいるわけじゃないんですけど。今の現状としては、松田の木というのがまだ、例えば山の中に例えばあって、それを持ってくる場所とかはある程度確保してますけども、現在のところは、本格的に使うとなると、現状は松田の木じゃなくほかの町の木を使うということになります。ただ、これが…考え方ですよ。松田の木は当然使うような形になりますけども、要は石炭燃料をとにかく…化石燃料をとにかく減らしていくというようなことなんかもありますし、その感覚の中で、しかるべきときに町のものに切り替えていくということになります。現状は、ほかの町のやつを使うことになろうかと思います。以上です。

10番 齋 藤 これ、まだ、じゃあ実際に動いてないということですよ。それと、あとこれをやるのに、寄地区の森林の保全のためにやるんだということをおっしゃられて、この辺も設置をされたんだとは思ってたんですけど、実際は、よその町から今くると。そのうちに寄ができるのかというふうな理解をしてよろしいことなんですか。

町 長 もうほかの町から来るやつ、来るやつということで、何ですか、クローズアップされるのが非常にあれなんですけどもね。木というのは、さすがにそれを出してきて、それ用にやっぱり乾燥しないと使えないので、できたら今回提案させてもらっている支援のですね、予算をお認めいただき、志のある方々、団体にも募りですね、早急に寄の木を使わせてもらって、乾燥させて、本施設に導入をしたいというふうに考えているところですので。ただ、現時点ではの…先ほどのワクチンと一緒に現時点の話としてお酌み取りいただければと思います。とにかく、ほかの町のやつを使うのが大前提ではないということです。以

上です。

10番 齋 藤 分かりました。できるだけ早めに動かしていきたいなと思いますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思います。

3点目ですけど、時間が何しろないので。まず、改修工事を行って、たしか雨漏りを止めるというお話からスタートしてるのかなと思うんですけど。その辺はどうなっておりますか。

議 長 文化センターの件ですか。（私語あり）

教 育 課 長 現状の文化センターは雨漏りはございません。雨漏りはございません。

10番 齋 藤 雨漏りが止まったということになれば、あそこをたしか指定管理をしていきたいというお話もあったと思うんですけど、指定管理ができるのかなと思うんですけど、その辺は進める御予定とかあるんですか。

教 育 課 長 まずは条例を整備させていただきまして、生涯学習センターとしまして、令和3年4月から開始するということで目指しております。これまでですね、業者が何件かサウンディングということで現場を見ましたが、そこまで、契約までというか、進んでない現状がございました。今後ですね、新しい施設にはなりますので、委託も含めまして、検討してまいるつもりでございます。

10番 齋 藤 じゃあ、今後それをやられていくということで。ただ、今まで来てた人たちがあまり納得してなく、契約に至ってないという状況が現状ということで理解していいことですか。

教 育 課 長 何件かの業者につきましては、現場を見て、図面を見て帰られたというか、具体的な詰めた話までは至ってないというような状況でございました。

町 長 補足させていただきます。今の話だけ聞くと、近々やってみたいなふうに取りられちゃうといけないので。今、先ほどの遠藤課長の答弁はですね、3年前に、要はこのESCO事業とか入る前にですね、そういった研究をしているところで、何ですかね、文化センターのあり方検討会というものをいただくと並行に、指定管理というものについて御議論いただきました。御議論いただいた結果を基に、ちょっと指定管理に出した場合には、業者さんの負担であったり、町の負担というのはどのぐらいかかるのかなということを含めて、その当時にやっ

た話ですので、現在のところは、まだそこに至ってないような状況です。ですから、まだ何ですかね、公園条例のときも話が出たということもありますけども、当然文化センターの利用団体の方々にも、やっぱり丁寧に説明をしながら、やっぱり進めていかなければならない、非常に大事な案件でございます。それを、これから早々に進めていく予定では、ちょっと今のところないです。というのが、全体的にやっぱりコロナウイルスのワクチン接種だとか、そういったことに関わることなので、戦力的にそういった部分をがつつがつがつ言っている場合じゃないので、そのあたりに様子を見ながらですね、使用の人たちの話を聞きながら、今後指定管理に出すのがいいのか、今後直営でやったほうがいいのかというのを検討してまいりたいというふうに考えてます。以上です。

10番 齋藤 分かりました。コロナ禍でいろいろ大変だとは思いますが、時間がなくなってしまったので、たしかこの最後にですね、予定…先ほどの電気代とか、この辺が変わりますよというお話の中においてですね、今、先ほどから申してるコロナの責任にしている部分がたくさんあると思うんですよ。ですので、ここで今少し浮いたとかというお金に関しては、利用頻度が全く少ないんじゃないかと推測するんですけども。だから少ない。使う人が少なきゃ電気代だって少ないに決まっているので、これは比較対象にならないデータなのかなと感ずるところであります。その辺のことをどう考えられて…これからやっていかなきゃならない部分だと思いますし。

それとですね、先ほどから1から2から3から見ていくと、議会に上程する前の企画立案の部分が、あまり詰まってない状態のまま提案されて来ているように感じるところでございますので、その辺をもう少し練ってからいかないと。だから、なかなか次のものをやるのに進んでないというふうに思いますので、そこをもう少し、何ですかね、もっと綿密にやられてると思うんですけども、そこを少し、もうちょっと配慮していただくようなやり方をされたほうがいいのかと思いますので、今言った最後のこの事業はさっき違うと思うので、新しく出たら、また次の6月議会に提出していただきたいと思います。利用頻度の問題。それだけです。以上、それで終わります。

議 長 よろしいですか。

10番 齋 藤 それ出していただければいいですけど。答えだけで。

教 育 課 長 今、細かく光熱水費のほうは説明いたしました。頻度につきましても、し
かるべき時、6月の議会ですかね、資料、提供してお示ししたいと思っております。

10番 齋 藤 ありがとうございます。これで終わります。

議 長 以上で受付番号第3号、齋藤永君の一般質問を終わります。暫時休憩します。
休憩中に昼食を取ってください。午後は1時30分より再開いたします。

(11時58分)

議 長 休憩を解いて再開します。 (13時30分)

受付番号第4号、南雲まさ子君の一般質問を許します。登壇願います。

7 番 南 雲 議長のお許しを得ましたので、通告に従いまして一般質問を行わせていただ
きます。受付番号第4号、質問議員、第7番 南雲まさ子。件名、高齢者に寄
り添う施策について。

要旨。高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるために、中長期的
な視野に立って高齢期の不安を払拭する事業の構築をする必要があります。

(1) 現在、介護支援ボランティアポイント制度の導入は、地域サロンとし
て「お休み処新松田」のみとなっています。今後、この事業をさらに拡充する
お考えについて伺います。

(2) 第7期高齢者保健福祉計画介護保険事業計画のアンケートで、買い物
をする店が近くにあること、交通の便がよいことが上位を占めました。高齢者
の移動手段について、本町のお考えを伺います。よろしくお願いいたします。

町 長 南雲議員の御質問に順次お答えをさせていただきます。介護保険事業におけ
る地域支援事業のうち、一般介護予防事業の居場所づくりとして、現在「お休
み処新松田」を開設し、ボランティアの方の協力を得て運営しております。そ
の際の活動に対して、介護支援ボランティアポイントを付与し、活動の動機づ
けの一助としており、今年度いっぱいはそのポイントをやっこさんシールと交
換できる仕組みとして取り組んでおります。

国では令和２年度に地域支援事業の要綱改正を行い、住民主体の多様なサービスの展開のため、ボランティア活動に対する拡充があり、ボランティアの方への謝礼金も地域支援事業の対象となったことから、町としては令和３年度より対象を広げ、町民主体の通いの場で、健康体操などの指導をボランティアとして実施してくださっている方々にも、１回につき200円の謝礼をお支払いする予定であります。ボランティア活動を後押しし、高齢者の方の居場所を増やすことは、間接的に社会参加の機会を増やすこととなり、介護予防につながるなど様々なプラスの効果が生じると考えられることから、今後も地域包括ケアシステムのさらなる充実を図りつつ、ボランティア活動などの地域のつながりを強化してまいりたいと考えております。

次に、２点目の高齢者の移動手段についての御質問にお答えをさせていただきます。３年前にスタートした第７期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定に当たり、町民の方のニーズを把握すべく、介護予防・日常生活圏ニーズ調査を行いました。その中で、希望する場所で暮らすために必要なことをお聞きしたところ、医療関係が身近にあることに次いで、買い物をする店が近くにあることと、交通の便がよいことが上位を占めておりました。

私どもが実現を目指している地域共生社会の理念にもございます、住み慣れた地域で暮らし続けるためには、買い物ができる環境や、生活の利便性が高いことは重要な要件であり、欠かせないものだと考えております。しかしながら、高齢になることで様々な理由で外出の機会が減り、御不便を感じ、お困りの方が増える傾向にあることから、令和２年度によりスタートした令和３年度も引き続き予算計上させていただきました75歳以上の方などを対象としたタクシー初乗り料金の補助や、継続事業として路線バスの高齢者福祉パス、福祉有償運送のサービスなどの外出支援策や、移動手段に限りがある方々を対象に、町社会福祉協議会による買い物支援である支え合いサービスや移動スーパーの運行支援など、様々な要望に対して予算を増額して対応を行っております。

現在町では、令和３年度から５年度までを計画期とする第８期高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定中ですが、この計画においても、地域福祉の推進

として高齢者の方の社会参加を進め、世代を超えて、地域住民が共に支え合う地域づくりを進めていくこととしております。今後も、議員各位の皆様方、また町民の皆様方におかれましても、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、高齢者やその家族を地域全体で支えられるよう、地域共生社会の実現に向けて、また平成31年3月に策定いたしましたふれあい計画の理念でもあります「ふれあい、支え合い、笑顔あふれる松田町」を目指し、住み慣れた地域で誰もが安心して自分らしく暮らせる地域づくりを目指すため、様々な備えや要望にお応えし、高齢者に寄り添いながら、移動手段を含め、暮らしやすいまちづくりを推進してまいりますので、引き続き御理解のほどよろしくお願い申し上げます。以上です。

7 番 南 雲 再質問をさせていただきます。総務省が2020年9月20日に発表した人口推計では、65歳以上の高齢者は3,617万人で、過去最多を更新しました。高齢化は今後も進み、来年の2021年から団塊の世代の方々が後期高齢者となり始めます。日本は世界に例を見ない超高齢化社会となり、どう対応するかが直面する重要な課題となっています。医療・介護などの社会保障の基盤を一段と強化するとともに、必要な高齢者の活躍を支える取り組みだと言われています。27年9月に施行された松田町介護支援ボランティアポイント制度は、高齢者がポイントの対象となる活動を通じて、地域貢献を奨励し、その支援をすることにより、高齢者本人の介護予防につながり、また地域の方の支援をすることから、地域のつながりの強化になることと認識しております。

令和2年に、地域支援事業として、今までの介護支援ボランティアポイント制度とは別に、御答弁にもありましたが、健康体操などの指導者の方に、1回につき200円の謝礼をお支払いする予定とありましたが、ほかにも謝礼金をお支払いするボランティアがあれば伺います。

福 祉 課 長 それでは南雲議員の御質問にお答えをさせていただきます。令和2年度の地域支援事業の実施要綱の改正に伴いまして、ボランティアの方に対する報償が少しお支払いができるというふうな制度改正がございました。その制度改正を受けて、町といたしましては、令和3年度に町内で健康体操を指導してくださ

っていらっしゃる方に、ボランティアの報償ということで少しお支払いをして、動機づけにしたいというふうな形で予定しております。今後ですね、さらに同じような意思をお持ちの方がいらっしゃれば、私どものほうとしても協働しながら、この制度を当てはめて、ボランティアの方の活動の活性化の一助としたいというふうに考えております。以上です。

7 番 南 雲 これ、既存…今までありました介護支援ボランティアポイント制度とこの謝礼金のお支払いするというのは、両方とも地域支援事業の一般介護予防事業となっていますけれども、これはすみ分けをしてやっていくことになるのでしょうか。

福 祉 課 長 現在、町で行っております「お休み処新松田」のボランティアポイントにつきましては、いわゆる地域支援事業の中の、一般介護予防事業の中に位置づけております居場所に対するものでございます。今回、制度改正があったものにつきましては、日常生活総合支援事業に少し肉づけをしたものでございますので、そちらのほうの対象者の方にお支払いをしていくものでございます。同じ地域支援事業の中の事業でございますが、少しメニューが違うというふうに御理解いただければと思います。以上です。

7 番 南 雲 分かりました。現在、「お休み処新松田」のサロン事業のみの介護支援ボランティアポイント制度の拡充するためには、生活支援コーディネーターさん中心に協議体で協議をすることが大事かと思います。松田町に平成29年に生活支援コーディネーターが配置されましたが、どのような事業となっているのか伺います。

福 祉 課 長 生活支援コーディネーターについての御質問でございますが、同じく地域支援事業の中で、生活支援体制整備事業というメニューがございます。そちらの事業の中で、生活支援コーディネーターはですね、様々な地域支援…地域資源がございます。ボランティアの方たちがいらっしゃったり、様々な活動をしていらっしゃる方がおりまして、そういった、いわゆる地域資源をつなぎ合わせて調整をしていく役割というふうな位置づけでございます。現在、松田町の社会福祉協議会の中に、生活支援コーディネーターを置き、活動をしているとこ

ろでございますが、令和3年度におきましては、この生活支援体制整備事業のほうですね、少し肉づけをいたしまして、充実をしていく予定でございます。地域支援事業なので、介護保険制度の枠組みの中で行っていくことにはなりますが、その中にあっても、お困りごとに対応できるようにですね、町民の方に寄り添って、事業を実施していきたいというふうに考えております。以上です。

7 番 南 雲 整備事業をしっかりとやっていかれるということで、承知いたしました。

次に協議体のことについて伺います。これからこの制度の拡充をしていくためには、NPO法人やシルバー人材センター、社協の支え合いサービス等の既存の事業を圧迫してはならない視点での協議体での協議が大切だと思いますが、それについては、どのようなお考えでいらっしゃるかと伺います。

福 祉 課 長 生活支援体制整備事業の協議体の御質問だと思います。介護予防事業の中の生活支援体制整備事業の中に協議体というのを設けまして、多様な関係間の定期的な情報交換ですとか、情報共有ですとか、また連携、協働による取り組みを推進するための会議というふうな位置づけでございます。現在、令和2年度におきまして3回ほど協議体の会議を行いまして、地域資源の掘り起こしですとか、そういったものを具体的に行ってまいりました。その中で、地域資源…いろいろなものがございますので、そういったものをですね、パンフレットにさせていただいて、介護保険の枠組みの中でございますので、要支援1、2の方を中心に、支え合いサービスであるとか、移送サービス、そういったものの御紹介をさせていただいて、ボランティアの方の協力を得ながら協議体としてPRをして、地域資源のさらなる活性化に努めてまいっているところでございます。以上でございます。

7 番 南 雲 地域資源の掘り起こしのために情報交換されたということで、了解いたしました。

それで、この地域資源の掘り起こしということで、地域にまた不足するサービスの創出の話し合いも大切になってきます。それで、住民のニーズとのマッチング情報の集約や支援体制を協議していく中で、ポイント制度の拡充が進むと思います。それには多様な関係者が参加することで、幅広いネットワークが

構築された情報交換や連携が進むと思いますが、これらの制度を拡充するために、町ではどんな方が今までメンバーだったか。また、新たに協議体のメンバーとして考えていくというお考えがあるのかを伺います。

福 祉 課 長 協議体のメンバー、自治会長連絡協議会で自治会長であるとか、シニアクラブであるとか、またシルバー人材センターと社会福祉協議会、通常福祉…あと民生委員さんとかですね。福祉に携わっていただいている方たちをメンバーとさせていただきますして、協議体として活動をしているところでございます。今後、例えばNPO法人であるとか、そういった方たちの参加希望があれば、当然地域福祉の担い手として期待するものでございますので、協議体の中で話し合っ、メンバーについては協議をしていきたいというふうに思います。以上です。

7 番 南 雲 今、お答えいただきましたことに関してなんですけれども、やはり地域資源の掘り起こしをするためには、町民の方の参加もとても大事かと思います。そのような町民の方の参加というのは、お考えになっていらっしゃいますか。

福 祉 課 長 地域資源の掘り起こしでございますので、その担い手、もちろん町民の方が基本でございますので、やる気が…やる気があるという言い方は、ちょっと語弊があるんですけども、前向きに活動してくださっていらっしゃる方であれば、特に拒否というか否定するものではございませんので、そこら辺はしっかり協議体の中で話をして、メンバーに加えるかどうかというところは協議をしていく案件かなと思います。以上です。

7 番 南 雲 ぜひ、やはりマッチングとか考えたときには、とても地域の方のアドバイスが必要かと思いますので、よろしくお願いいたします。

松田町の介護ボランティアポイント制度は、地域支援事業の一般介護予防事業で、ボランティアの対象は65歳以上となっています。この事業を充実させるために、対象年齢を拡大させるお考えはありませんでしょうか。

福 祉 課 長 介護保険事業の枠組みの中ではございますが、ボランティアの担い手の方に関しては、特に65歳以下でも全く問題ございませんので、そこら辺は広く御協力を願えれば、協働してやっていきたいというふうに思います。以上です。

7 番 南 雲 小田原市でも60歳以上を対象としていらっしゃいますので、ぜひ、よろしくお願いいたします。これから、介護事業が増えて高齢化で増えてくる中で、人手不足が予想されます。専門性がある介護ヘルパーさんには、専門性のいる支援をしていただき、生活支援についてはお元気な高齢者に担い手となっていただくように、支援のすみ分けなど、協議していく必要があると思います。そのためには、ボランティアの担い手を増やしていかなければなりません。町民の中には、自分でできることがあるなら力になりたいと思う方がたくさんいらっしゃると思います。1人だと、そのまま終わってしまうことも、いろいろな方と一緒に考えたり、支えてくれたり、また専門的な話を聞いていく中で、その思いが形につながっていくこともあると思います。

そこで伺います、地域の茶の間やシニアクラブの活動日等にボランティアの必要性などを伝え、ボランティアの理解をしていただくような機会を設けるようなお考えはございますでしょうか。

福 祉 課 長 貴重なアイデアありがとうございます。ボランティアの方、担い手の方の掘り起こしというのは、私どもも社協と協働しながらやっているところでございますが、なかなか担い手の方が増えないという現実もございます。今、頂きました貴重な御意見、参考にさせていただいて、社会福祉協議会のほうとも協議しながら進めていきたいと思っております。以上です。

7 番 南 雲 ぜひ進めていっていただけたらと思います。

次に、2番目の質問に移らせていただきます。今、運転している方も将来的には免許返納して、地域の移送サービスを利用するようになります。高齢社会が進む中、中長期的な考えに立って、今のうちから移送手段について仕組みをつくっていくことが大切だと思います。松田町では、平成22年にデマンドバス3台で路線バスの補完を目的として実証運行が実施されました。その後、検討を重ね、平成24年10月から松田町独自のシルバー定期券導入となり、現在に至っています。その間には「くるまつくん」事業が開始され、特にこのコロナ禍では町民の方から喜びの声を伺っています。また、町の手厚い外出支援事業があり、高齢者の移動も大変助かっていると伺っています。それで、松田町の地

域公共交通会議も平成22年に設置されていますが、会議で現在まで高齢者の移動手段の検討がされたかどうか、お分かりになるようでしたら、よろしくお願いいたします。

政策推進課長 松田町の地域公共交通会議の設置に伴いまして、平成22年の2月の22日ということで、これ2が重なったところです。この要綱につきましては、基本的に、道路運送法に基づくものでございます。これは広く地域公共交通を地域としてどのように、松田町としてどのように設置をするために協議を図るものでございます。これができてからですね、先ほどのデマンドバス運行事業ということで、年間2,000万円ほどの予算をかけて、これ全部補助金でやってございます。それに基づき、町民の意見、そして実証実験といいまして、町なかを、今、路線バスを走っていない時間帯をですね、調査をし、そこにどのぐらいニーズがあるかというような協議体として設置されたものでございます。毎年ですね、1回、2回の会議体として、この協議会の中でですね、高齢者の移動手段を含めて協議をしているという状況でございます。以上です。

7 番 南 雲 今、高齢者の移動手段を、公共交通会議でもやっていられたということを伺って、安心しました。しかし、縦割りでやはり、福祉課との連携が大事かと思うんですけども、その点についてのお考えを伺いさせてください。

政策推進課長 今、縦割りということなんですけども、この協議会のほうの委員の構成メンバーの中にはですね、町の福祉課長も入ってございます。そうした中で、国、県、土木事務所の所長さん、警察と、また社会福祉協議会、商工振興会をはじめとした協議会になってございますので、その中で協議をしていくということになりますので、町の中全体で取り組んでいるということで、私は理解をしております。以上です。

7 番 南 雲 そうしましたら、福祉課長も参加されているということの認識でよろしいですか。はい、かしこまりました。そうしますと、今、その公共交通会議での高齢者のことで協議があるということでしたが、どのような内容になっているのか伺います。

政策推進課長 地域公共交通会議の中ではですね、先ほどの高齢者の移動手段ということで

全国的にもですね、今、先ほど言われたとおり、高齢者の免許返納ということ
を国全体で推進しているということでございます。そうしたことを踏まえてで
すね、地域公共交通の先ほど、平成24年からですね、始まった高齢者定期券購
入助成事業まちのりパス65と、65歳以上の方を対象に、通常定期券では2万
2,000円の定期券でございます。これを3分の1ずつということで、利用者、
そして町、そして事業者さんということで、それぞれ3分の1ずつの負担とい
うことで進めよう。この辺の部分につきましてもですね、地域のバス会社さ
んを含め、この協議体、地域公共交通会議でですね、決定をし、これからの町
の地域公共交通をどのようにしていくかということで、進めているところでご
ざいます。特にですね、このほかにも、乗合バス事業というのがございまし
て、これはデマンドバスの実証実験をしたときに、一番ニーズの高い便をです
ね、例えば、1日当たり3人以上乗っている便、そこを主体に新しい増便をし
ようということで計画をつくったものでございます。この計画もですね、国の
方は入りながらですね、この地域公共交通会議で計画を作っているところでご
ざいます。以上です。

7 番 南 雲 そうしましたら、22年からずっと今まで、現在に至るまで、やはりその会議
で決められたニーズの高い便を増便されて、今まできているという理解でよろ
しいでしょうか。（「はい」の声あり）それでですね、私、ちょっと交通会議
の議事録を見させていただいたんですけれども、途中でやはり減便に2便ほど
なっていて、それで、富士急行さんのお話によりますと、路線バスの赤字
を高速バスや観光バスの利益で埋めるようなお話もございました。このコロナ
禍で、特にバス業界は非常に厳しいと思います。それで、町からも、富士急さ
んの3分の1の負担分を補助されましたけれども、これからやはり減便される
というところが心配なところなんですけれども、そのようなお話ってございま
したでしょうか。

政 策 推 進 課 長 減便の話は、今のところ来ておりません。ただしですね、前回も神山便がご
ざいましたが、その減便につきましては、この協議会でいろいろ議論をし
ました。最終的にですね、この事業については、やはり乗ってもらわないと、事

業者さんのほうにも採算性もございますので、乗るためにどうしようかという
ような議論もしてですね、やはり町が運行して事業を進めることによって、お
おむね3,000万か4,000万円ぐらいの事業負担となるものでございます。中井
町、山北町さんの、この公共交通、バスの事業者さんに委託しているんですけ
ども、その辺の金額についてもですね、年間2,000万円から3,000万円の町負担
というふうになってございます。うちの町ではですね、年間、この乗合バスと
まちのりバス65でおおむね550万ほどの決算状況になってございます。こうし
たことからですね、とにかく地域でですね、みんなで乗り支え育てるという地
域公共を育てるという観点で、これからも進んでいこうということで事業者さ
んと調整をし、また、バス会社さんやタクシー事業者さんと連携を図り、乗っ
てもらうためにどういう手段がいいのかということを引き続きですね、新たな
移動手段の確保や連携について進めていくために、この協議会で図っていき
たいというふうに考えてございます。以上です。

7 番 南 雲 承知いたしました。今、高齢化が進んでいく中で、単独では交通機関を利用
することが困難な高齢者が多くなることが予想されます。移動手段の一つとし
て、福祉有償サービスが考えられます。そのほかには、地域の方の協力による
高齢者の移動手段の確保も考えられます。私、以前に福祉と公共交通というセ
ミナーに参加させていただきまして、セミナーで本当に法にも抵触しない、
様々なパターンの紹介があり、きっとできる方法が見つかるとおっしゃられて
いました。

それで、そのときのセミナーで御紹介があったものとかを、ちょっと例をお
話しさせていただきます。セミナーの事例の紹介で、松田町でもできそうな事
例かなと思いますので、社会福祉法人の空き車両を使って、運転スタッフも提
供していただき、ボランティアの方が添乗する方法のほか、車両のみを無償提
供し、ボランティアの方が運転と添乗する方法もあるそうです。以前、社協主
催の住民参加型の生活支援活動の研修会があり、そこに参加させていただいた
ときも、小田原の久野自治会のボランティアの方が御自分の車両を使って買い
物支援をされている紹介がありました。栃木県小山市でも3つの自治会が実施

している高齢者の買い物支援があり、介護事業所の車両を利用し、月2回、スーパーマーケットに高齢者を送迎、買い物には民生委員さん等がボランティアとして付き添い、送迎車に誘導したり、買い物の補助をしたりしています。いろいろなパターンがございますが、町から、こんな方法があるんだよと町民に働きかけていくことが大事だと思いますが、どのようにお考えになるか伺います。

福祉課長 高齢者の移動手段の確保、非常に重要な問題であるというふうに認識はしております。今、議員のおっしゃられた、ボランティアに車を提供して、ボランティアの方に運営してもらうとか、様々なやり方があるというところで、介護保険事業の中での枠組みの中でできる部分と、それ以外の部分、ございます。あとは、マッチング等仕組みづくりが一番肝要なのかなというふうに考えてございます。移動手段の確保につきましては、少し時間がかかることでもございますので、継続的に研究、検討をしてみたいというふうに思います。以上です。

7 番 南 雲 やはり、本当に大事な部分で、とても難しい部分だとも認識しております。ぜひ、よろしくお願いいたします。

松田町で、去年はコロナ禍でできませんでしたが、おととしの夏休みにスクールバスの利活用として、外出支援を行いました。周知が行き届かなかったのかなと思いますけれども、残念なことに11日間で利用人数が15人でした。このスクールバスを毎月2回、スーパーマーケットに高齢者を送迎する取り組みに向けて、中学校の夏休みの送迎に使われない時期に、スーパーまでの送迎の実証実験をしてみたらと思いますが、そのようなことに対しての御見解を伺います。

福祉課長 令和元年度の8月にスクールバスを福祉巡回バスとして試験的に寄地区と城山地区と、あと健康福祉センターを結んで運行をしていたところでございます。議員おっしゃられるように、延べ15人、実人数で10人の御利用がございました。当時の取り組みの反省点としては、やはり周知期間が短く、十分な周知ができていないというところが、担当としては感じているところでもございま

す。高齢者の方の外出支援、社会参加の選択肢の一つとして、コロナ禍が収まりましたら、再度、理事者と調整して、また、スクールバスでございますので、目的外の使用等、ハードルが幾つかございますので、そこら辺がどのような形でクリアできて、よりよい高齢者の方を含めた外出支援になるのかというのを検討してまいりたいと思います。以上です。

7 番 南 雲 買い物支援については、やはり「くるまっくん」も本当にすごい、非常に助かっているとは町民の方もおっしゃっていますが、やはり、たまには自分でスーパーに行って、実際に物を見たいという御希望の方がたくさんいらっしゃいます。もし、これが可能になれば、すごく町民の方にも喜ばれると思いますので、ぜひ、よろしくお願いいたします。

それで、もし買い物支援が始まったとすると、例えば寄の枝線のところで、もしそこまで来たら、荷物が重いから、枝線の運転をボランティアでやってあげるよみたいな方も出てくるのではないかと思います。セミナーでは少子高齢化による超高齢社会で人口減少において、地域の足をコミュニティー内の工夫によって確保していくことが重要だと言われていました。また、高齢者の移動確保には様々な手段があることを学び、そして、それぞれのできることを出し合えたら、きっとその地域の実情に合った移動、外出支援をつくり出すことができると言われてしています。これからの超高齢社会に向けて、少しでも町民の方が不安を払拭できるような取り組みができたらしら思ひまして、この質問をさせていただきます。以上で質問を終わります。

議 長 以上で受付番号第4号、南雲まさ子君の一般質問を終わります。

議 長 受付番号第5号、唐澤一代君の一般質問を許します、登壇願います。

1 番 唐 澤 それでは、一般質問をさせていただきます。受付番号第5号、質問議員、第1番、唐澤一代。件名、デジタル化推進事業による行政改革について。

要旨、デジタル化推進による行政・議会の業務合理化の一環として、会議等でのペーパーレス化、リモート会議を導入した委員会等を実現すべきと思います。仕事の生産効率を向上させるためにも、様々な社会情勢に対応するためにも、行政のデジタル化は必須と考えています。令和3年度当初予算案の中に、

デジタル化推進の経費が組み込まれていますので、以下の点についてお伺いします。

(1) 具体的な計画は。

(2) 自治会へも拡大し連携を図るお考えは。

(3) デジタル化推進事業により、どのような効果を求めるのか。

以上、よろしくお願いします。

町 長 それでは、唐澤議員の御質問に順次お答えを申し上げます。政府は、今年の4月17日に経済財政運営と改革の基本方針2020を閣議決定し、新たな日常都市の実現として、DXいわゆるデジタルトランスフォーメーションの推進やマイナンバー制度の抜本的な改善等を掲げ、ウィズコロナ・ポストコロナ社会において、将来にわたり日本が世界から取り残されないためにも、デジタル化の推進に取り組むこととしております。

コロナ禍の中、働き方改革はもとより3密を避けるなど、感染症拡大防止策の取り組みとしてテレワークを行うなど、複数の対象者が離れている場所において、遠隔操作による環境の中で、ネットワークを活用したオンラインによるリモート会議を導入する地方自治体が増えており、当町においても、東京や横浜といった首都圏での会議等に行くことなく、リモートでの会議や打ち合わせ、講習を受けるなど活用し始めているところもございます。

そこで、令和3年度は、タブレット等を利用したリモート会議や、ペーパーレス化などによる業務コストの削減等の見える化を目的に、電子端末機器の導入について、新年度当初予算に計上させていただいております。今後、予算をお認めいただき次第になりますが、御議決後、直ちに機器の導入を図ってまいりたいと考えておりますが、確実な納入時期等につきましては、行政側の手続と現在の在庫や納期状況を加味した中での御回答をしたほうが良いと思いますので、現時点では正確な時期については申し上げられませんが、早期に導入してまいりたいというふうに考えております。

今回の電子機器端末の導入は、自治体のデジタル化におけるスタートラインによりやく立つだけのことであります。今後、議会との対応については、議会

の皆様との歩調を合わせた対応を行い、行政内での対応については、目指すべき行政のデジタル化について目標を定め、令和3年9月に国がデジタル庁を創設されることに伴い、様々な対応について示されることを踏まえつつ、どのような業務がデジタル化やテレワークなどが可能なのかなど、しっかりと調査を行った上で、計画的に対応してまいります。

次に、2点目の質問にお答えさせていただきます。以前より、自治会長さんからも行政との連絡について簡素化や情報共有のスピード化などを目的に、メール等の活用を促進するなどの御意見を頂いており、行政としても、セキュリティを確保しつつ、そのほかにも方法がないかと模索しておりました。このたび、新型コロナの影響により、自治会長様方との連絡についても、新しい日常として、新たな対応が必要であると考えております。

そこで一つの案ですが、現在、令和3年度当初予算案には、議会側13台、町15台の端末機器の購入予算を計上しておりますが、今後、議会に提案を予定しております国の第3次補正分の地方創生臨時交付金を活用し、自治会長をはじめ、そのほか必要とする団体代表等への配付を検討しているところでございます。

このことにより、地域や自治体のデジタル化による、新たな連携や結びつき、また今後必要となるマイナンバー制度の推進にもつながるのではないかと期待しているところでございます。コロナ禍での町民の生命や生活を守る観点から、災害時やコミュニティ活動などでも活用できるよう、自治会長の皆様方の御意見や御理解を賜りながら、使いやすい電子端末機器の導入に向けて、さらなる検討を重ねてまいりたいと考えております。

最後に、3つ目の御質問にお答えをいたします。今回のデジタル化の推進については、コロナ禍による新しい日常として、働き方改革に対する取り組み方の一つとして期待する効果といたしましては、今後、国・県の動向について、全国の自治体が同じシステムで動くことによるスケールメリットと的確な情報収集、身近なことを申し上げますと、移動に関する時間と交通費の削減、ペーパーレス化による消耗品等の削減や会議資料の準備が容易になることなどによ

る財源負担やコストの削減、さらには意思決定スピードの向上、コロナ禍での3密対策を目的に取り組むことができるなど、様々なケースに効果があると期待をしております。また、感染症対策は、災害時などの緊急時の対応、産後の子育てのために休んでいる職員、または障がい児者を抱えたり介護をしたりしている家庭にも、自宅での仕事を生み出すことが可能になるなども期待しているところでもございます。

ただ一方では、町が行う業務の多くは、高齢者をはじめ、町民の方との直接対話をする窓口業務が中心であることから、すぐに全てをデジタル化することできないと考えておりますので、町内の年齢構成を鑑みた上で、できることや必要とすることから順にデジタル化に進めてまいりたいというふうに考えております。

また、事務的なことになりますが、個人情報などの流出防止や職員の労働管理、情報セキュリティの確保並びに導入に伴うコストやリスク、さらには継続的に管理するランニングコストと、整理すべき課題はありますが、町民サービスの向上に向け、具体的な計画について検討し、実行に向けて取り組んでまいります。

最後に、令和3年9月に予定となりますが、国においてデジタル庁が創設されることにより、日本全体にデジタルファーストの時代が到来します。町といたしましても、間近に迫る新たな時代に乗り遅れることがないように、まずはマイナンバーカードの取得を強く推進する必要があると考えております。国では、2年後の令和4年度末までに、ほぼ全国民が取得することを目指しております。当町は本年1月末現在の取得率約24%となっておりますので、100%に近づけられるように、積極的に取得啓発やPRに取り組んでまいります。今後、デジタル化の進捗や推進の効果等については、随時報告することにより、町民生活の中にデジタル化が当たり前である日常になるよう取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

1 番 唐 澤 御回答ありがとうございました。幾つか再質問させていただきます。今回、執行者側と議会側に予算をつけてくださっているんですけれども、その内訳と

いいですか、商品名、例えばギガ数だったり、ソフトの経費が入っているのかなど、具体的なその積算の根拠、見積りの内訳を教えてください。

政策推進課長 今回の予算案につきましては、事務用の備品のタブレットの利用を考えてございます。こちらにつきましては、庁舎内外での会議にオンラインとして出席できるような環境整備を含めた形で導入することになってございます。タブレットの使用につきましては、タッチペンでのPDFファイルが書き込めることが可能になります。USBでデータの移動が可能、ホスト変換やアダプターのケーブル付でございます。ミニキーボードよりタブレットへの入力が可能にするものでございます。また、ウイルス対策や、ソフト等をインストールをして取り組むものでございます。最後にですね、タブレットを立てて使用できるように可能としたブックタイプ型のケース付を議会側に13台、町側に15台で計上しているところでございます。以上です。

議長 ギガ数とかそういう仕様は分からないの。

政策推進課長 ギガ数については、これから細かい仕様を付けますので、今、予算の枠の中で今、考えてございます。以上です。

1 番 唐 澤 この品物が議会側と執行者側のものが一緒という認識でよろしいでしょうか。

政策推進課長 全く同じものを考えております。

1 番 唐 澤 ありがとうございます。次の質問ですが、このデジタル化推進事業を導入することによって、執行者側のコスト削減が何%ぐらい、どのぐらい業務改善ができて、向上率がどれぐらいあるのかということを、今の段階で分かる範囲で結構ですので、教えてください。

政策推進課長 まずですね、業務改革量ということで、例えば職員の人件費分等々については、まだ分析をしているところではございません。ただし、これによってですね、先ほど町長のほうから答弁ございました、今まで会議に行っていたものがですね、行かなくなるような、旅費の削減。またですね、これは働き方改革という観点もございまして、職員が自宅でテレワークをするような業務になると、その部分の交通費等の削減等もございますので、その辺の検証はこれから

進めていきたいというふうに考えてございます。以上です。

1 番 唐 澤 これから検証していくということで納得いたしました。

次の質問に移ります。自治会へも導入する方向で考えているということなんですけれども、議員になったばかりの頃に岡山県に視察に行かせていただきました。そのときに、西日本豪雨災害の件で、役場が災害に遭い、一切指示とかというものができなくなって、復興にもかなり時間がかかったということをお聞きしています。今回これを導入することによって、リモートワークが実現してくることがイメージできると思うんですけれども、リモートにおける防災訓練などを実施していくお考えがあるかというところを、お願いいたします。

政 策 推 進 課 長 御質問ありがとうございます。まさしくですね、国も推奨している防災対策に、いわゆるデジタル化がございまして、これは非常に補助金の取り、形もですね、私、財政的な立場としても、多面的にあるので、こうしたことを踏まえて、もちろん防災の訓練等も含めてですね、このデジタル化を活用していくことは考えているところでございます。以上です。

1 番 唐 澤 ありがとうございます。議会側からも要望として出したきっかけとして、この災害時のことが一番大きく必要だと思った点なので、ぜひ迅速に進めていただきたいと思います。

次の質問なんですけれども、近隣では湯河原、また南足柄市などがこのタブレットの導入等進んでいると思うんですけれども、近隣の自治体に関する調査ですね、導入したことによって、どんな課題点が見えていて、どういうところがうまくいっているかとか、その進捗状況などの調査等は実施されているのか、もし、していましたら、情報の共有をお願いいたします。

政 策 推 進 課 長 個別にですね、松田町としては情報を取っていない状況にございます。ただですね、開成町さんがですね、議会側からですね、いろんな協議会をつくって、タブレット導入について検討を進め、ペーパーレス化や省資源化の推進ということで、いろんな会議をやっております。そうしたことを踏まえて、担当課のほうにですね、連絡をしたところ、やはりこれからまだ導入をするので、いろんな面でまだ、何ていうか、見えてないものがあるということでござ

います。開成町のほうではですね、議会側の会議体でもう既にやっています。やっている中での話の中ではですね、なかなか、うまく活用ができていないという話も聞いてございますので、今後やはり運用の仕方ですね、これツールなので、タブレットがあれば何でもできるというものじゃなくて、あくまで町として、議会側として、どのようにこのデジタル化を進めるのかというところを、まず運用をつくっていかなくてはいけないかなというふうには考えております。以上です。

1 番 唐 澤 ありがとうございます。次の質問に移させていただきます。連携の点で、執行者側と議会側の連携がやはり取れていないと、うまく業務も運んでいけないと思います。合同の勉強会などの計画等を考えているのかという点をお聞きしたいです。

政 策 推 進 課 長 まず、この準備に関しては、町側としては、もちろん取り組めるような状況でございましたので、併せてですね、議会の事務局と調整をしながらですね、進めていきたいというふうに考えてございます。以上です。

1 番 唐 澤 ありがとうございます。これから実施するということで、まだまだ不明な点が多かったりとか、かなりアナログのもので慣れてきている人たちが多い中を、新たな生活様式としてやっていく働き方改革なので、すごく戸惑いだったりとか、うまくいかないこともたくさんあると思うんですけれども、この社会情勢において、コロナになって、より一層リモートの重要性というものが皆さんイメージされていると思います。今、スタートラインに立ったばかりということで御回答いただいているんですけれども、これをなるべく後回しにせず、迅速な計画と対応で引き続きお願いしたいと思います。以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

議 長 以上で受付番号第5号、唐澤一代君の一般質問を終了します。

暫時休憩します。再開は2時45分からとします。 (14時28分)

議 長 休憩を解いて再開します。 (14時45分)

受付番号第6号、平野由里子君の一般質問を許します、登壇願います。

4 番 平 野 それでは、議長のお許しを得ましたので、質問させていただきます。受付番

号第6号、質問議員、第4番、平野由里子。件名、性の多様性に対応するために。

要旨。日本は外交ではLGBTの人権擁護を明確に打ち出しておりますが、同性婚についての国内法整備は遅れており、国連人権理事会から是正勧告を受けています。一方で、自治体では同性カップルに対して婚姻と同等であることを承認する「パートナーシップ制度」が急速に広がっております。SDGs 5番にジェンダー平等、10番に人や国の不平等をなくそうと掲げられ、また松田町は男女共同参画プランでもLGBTについての理解を促進するとうたっております。そこで、次のことをお尋ねします。

(1) 当町でのパートナーシップ導入を検討されていますか。

(2) 様々な書類の性別欄の見直しはしていますか。

(3) 公的施設や学校のジェンダーレスなトイレ設置や案内の現状は。

よろしくをお願いします。

町 長 それでは、平野議員の御質問に順次お答えをいたします。まず、1点目の御質問についてでございますが、パートナーシップ制度については、県内の自治体では小田原市が県内で2番目となる令和元年4月から導入され、現在、南足柄市さん、大井町さんも制度制定に向け準備を進めていると伺っております。松田町でも、松田町第6次総合計画の基本計画として、人権、男女共同参画、女性活動の実現したい町の将来像に、人権は全ての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利、あるいは人間が人間らしく生きる権利で生まれながらに持っている権利であり、町民が人権を守る町を目指していますと示しております。

町民の方の中には、LGBTなどの性的少数者の方々もいられ、共同生活を行う上での悩みや生きづらさを抱いていらっしゃるのではないかと考えられます。令和元年に第6次総合計画を策定以来、急速にSDGsの達成に向けた意識改革や具体的な取り組みが必要とされ、過去のご概念をも、考え直す必要性が高まっております。今度、既に取り組みをされている他市町の制度等を参考にし、人権施策基本方針の策定、パートナーシップ登録制度の導入に向けた検

討を行ってまいりたいと考えております。

次に2点目の御質問にお答えをさせていただきます。近年、性の多様性について、理解や配慮を求める動きが広がっており、体の性と心の性が一致しないトランスジェンダーの方や、自身の性自認が明確でない方の中には各種申請書等の性別の記入に当たり、心の性と異なる性別を記入することへの抵抗感により、精神的に苦痛に感じられる方もいらっしゃいます。

国や都道府県等において、各種申請書等における性別欄の必要性や記載の方法について、見直しが行われている中、松田町においても、性別の情報が次の理由により、いまだに記載の依頼を求めているところでもあります。1つ目は、男女共同参画の観点から収集する必要がある。2つ目は、統計上収集する必要がある。3つ目は、医療上収集する必要がある。4つ目が、性別により配慮が必要なため、収集する必要がある。などによります。

業務上必要となる場合、また、法令等により国・県等の機関が様式を定めている申請書等、例えば児童手当の認定請求書など、性別欄が残っているものもあります。条例や規則の改正が必要なもの、町独自の書式でなぜ必要なのかを確認し、すぐにでも対応できるものなどを精査し、対応してまいりたいと考えております。また、国・県等の指定様式につきましては、変更になった場合に速やかに変更してまいります。なお、窓口での戸籍、住民票、印鑑登録証明書、税関係の証明書の申請につきましては、性別欄は削除しております。今後、新たな申請書等などの公文書やイベントの来場者アンケートなどを作成する場合も、性別記載欄について本当に必要かどうか考慮し、トランスジェンダーの方々に対し配慮してまいります。

次に3点目の御質問にお答えをさせていただきます。庁舎内の1階から4階に設置してあるみんなのトイレにつきましては、男性・女性の区別がなく、また、車いす利用者、子供連れの方、オストメイトの方など、様々な人に使いやすい多機能トイレとして、誰でも使用することができます。案内といたしましては、各フロアの図には多目的トイレ、そのトイレの扉には「かながわみんなのトイレ」と表示しております。

ただ、みんなのトイレにつきましては、LGBTの皆さんにとってよいことばかりではないようで、諸外国の犯罪の多い都市では男女兼用は女性の安全を守るという点において最適な選択なのかと懐疑的な声もあるようです。トイレで犯罪を行うなどニュースでも取り上げられている事例もあり、犯罪の温床となる可能性があります。そうした管理の行き届かない密室タイプのトイレをなくすため、常に係員が定期的に見回りを兼ねて清掃を行うなど、安全で心地よい空間となるよう、細心の注意を払う必要があると考えます。

次に、教育関連施設の状況ですが、先ほど説明いたしました庁舎と同様、多機能トイレとして、誰でも使用することができる多目的トイレが寄小学校体育館1階、2階のそれぞれに1か所、松田中学校体育館1階に1か所の設置がありますが、表示は車いすのマークのみで、案内はない状況であります。設置当時の多目的トイレは、バリアフリー法が整備されたことにより、不特定多数の使用が想定される一定規模以上の施設に設置することが義務づけられておりました。今後は、学校施設もその流れで設置することが一般になっており、ジェンダーレスを意識しますと、みんなのトイレとしての使用が有効だと考えます。

また現在、建設中の松田小学校の新校舎では、校舎コア棟3階までの各階2か所で計6か所、さらに職員トイレ1か所、合計7か所にみんなのトイレが設置される予定です。案内につきましては、今後検討することとなっております。今後は、LGBTなどの方がトイレ利用の悩みを抱えることがないように配慮した案内や、性的少数者への理解が進むよう、対応を少しずつ取り組んでまいります。以上でございます。

4 番 平 野 ありがとうございます。全般的に前向きな回答というふうに受け取らせていただきました。このエリアはやはり保守的なエリアということは私も知っておりまして、そんな中で、あえて、やはりこれは一石を投じなければなと思って出させていただいた質問です。お答えの中にも、いろいろな急速に、この意識改革をしなくてはいけなくて、過去の概念を考え直さなくてはというね、お答えが入っておいりましたので、町側のほうも重々承知なのではないかなというふ

うに思っております。

やはり、今回、女性差別発言も問題となっておりました東京オリンピック、パラリンピックも含め、オリンピック憲章の中に差別をしないということが含まれているんですが、それは性的指向に関しても、それが含まれているということをお忘れてはいけないわけですね。今回はね、森さんの発言によって、女性差別だけが取り上げられましたが、そこにはLGBTのこともオリンピック憲章では入っております。これは、2014年のソチのオリンピックのときに、ロシアがこういうことを、同性愛禁止法など、はっきりやってしまったところで、アメリカ、フランス、ドイツなど主要各国の首脳が開会式をボイコットしたということがあります。本当に、オリンピックというのはスポーツの祭典だけではなく、いろいろな人間の歩みの意識、そういう進歩にとってもとても大事な場になっているわけですね。

日本はそういうことをちゃんと承知しているので、外交的には、先ほど前文で言いましたように、人権擁護、LGBT、しっかりと打ち出しています。実は、国連のLGBTの会議、これはアジアから唯一、日本は出席しているという、そういう熱心な姿勢を示しております。一方で、国内法は、先ほど言いましたとおり、なかなか同性婚を認めないというところで、自治体はその抜け目、法の間を埋めるように、パートナーシップという制度を打ち出し始めていますね。

これが実際に数字で言いますと、2015年11月渋谷区、世田谷区が導入をして以来、どんどんと広がっておりまして、昨年11月で既に64自治体、そして12月からこの4月までに12自治体が予定しているので、70を超える自治体が導入する。そして実績で約1,500組のカップルが実際に誕生しているというふうな進行具合になっております。神奈川県内では川崎、横須賀、葉山、横浜、相模原、鎌倉、逗子、そして小田原が導入済みなんですね。この近隣では小田原そして、本文中、お答えにあったように、南足柄、大井町、これが準備をしているという情報が入ってきております。町側でもそれを聞いておりますということでお答えにあるんですけれども、何かこれら近隣の小田原、南、大井町、情

報交換などは、もしやっておりましたら教えてください。

子育て健康課長 ただいまの議員の質問にお答えいたします。近隣の小田原、南、大井町さん、特に今のところは情報交換等を行っておりません。今後、必要に応じて、そういった機会を設けていきたいと考えております。

4 番 平 野 では、今後よろしくお願いします。松田では、平成29年12月定例会、利根川議員が町営住宅新築に先立って、L G B Tの方から入居希望があったらどうしますかという質問をされています。回答では、L G B Tの方含め、公平で平等な対応を行うというふうにされていました。また、そのときの回答で、多様性実現の社会を目指すということもおっしゃっていました。私自身も平成30年の3月の一般質問で、中学校の新しい制服選定に関してL G B Tへの配慮をお尋ねしました。そこでも誰でもスラックスが選択できるという方針を確認しました。そして、平成29年の12月、町民大学で人権講座、性的少数派の人権についてをやっています。それから、31年2月には松田町人権擁護委員会主催の勉強会、これは職員と議員が参加しております。こんなふうに、少しずつですが、松田ではそういった理解、啓発活動が進められてきたと思います。ちょっと今…今というか、ここ2年ぐらい動きが止まってしまったように感じてはいるんですけれども、一応、そういう参画プランにも、一応目標数値がね、平成34年、つまり2022年にこのL G B Tに関して、知っているとか理解しているという数字を60%目標というふうに一応掲げております。こうした中で、啓発活動はどのような感じになっておりますか。

子育て健康課長 L G B Tの啓発活動についてですが、議員おっしゃったように、人権擁護委員さんの活動の中に、教育と一緒にっております講演会の中では、何回か講演会をしたことはございます。また、議員さんや職員に向けてのそういった講習会等も行っておりますが、申し訳ございませんが、2年度中については特にこれについての活動は行ってないところが正直なところでございます。

4 番 平 野 やはり、コロナ対応で一番忙しいと思われる課でもあって、なかなか、その辺がストップされているかなというのは、ちょっと想像ついているんですが。一応、2022年のね、目標を目指して啓発のほうも、ぜひ取り組んでいただきたい

いなと思っております。

ちょっとこれは参考までになんですが、葉山のこれは町の広報紙です。これが12月号です。ついこの間です。これが神奈川県の記事の賞を取ったということで、報道にあったもので、私も取り寄せてもらいました。この広報の半分ぐらいを使って、すごく丁寧に、しかも分かりやすく紹介をしています、LGBTについて。それを、例えば子供のランドセルの色などを含めてね、紹介をしているというような、非常に分かりやすい切り口でやっていて、一つこういったものも参考になればいいのかななんて思って上げさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

パートナーシップは法的な効力はないわけで、配偶者控除、それから相続などの恩恵はないと思いますけれども、婚姻関係があるときと同じような、様々なサービスが受けられるようになる場合があります。これも自治体によって、いろいろ違ったり、それから、そのサービスを提供している事業者によっても違ったりするんですが、いろいろなところが今、なるべく認めるように努力をしているというような状況で、また、ほかの市町と情報交換をしたら、多分そういう情報も出てくるかなと思うんですが、宣誓型と登録型というのがあったり、それから条例によって規定している市町と、要綱によって規定している市町もあって、いろいろなパターンがあるようなんですね。なので、ぜひ今後、研究を深めてほしいなというふうに思っています。

そして、先ほどちょっとね、休み時間にも、寺嶋議員から指摘があったんですが、今はLGBTQというのが一般的になっておりまして、クエスチョニングですね。どの分け方にも当てはまらないよというような、そういう方にも配慮をとというようなことも出てきています。

この性的マイノリティーと言われている方々が、要するに見えにくい存在だと。実際に、そんなの会ったことがないという方が多いと思うんです。しかし、この性的に限らず、マイノリティーというのは見えにくい存在ということで、言い出しにくい、そうであっても言い出しにくい存在だというふうに考えたほうがいいと思うんですね。これは、ある研究機関の調査なんですが、大

体、このLGBTにQを足して、LGBTQまでのアンケート調査を取ると、約8.2%というような数字が出ております。左利きの人口比というのが大体10%前後というふうに言われておりますので、そのくらい的人数いるんだなと、言い出しにくいけどいるんだなと。逆に、何回か私も町であった勉強会なども出させていただきましたが、子供も、そういう言葉もまだ知らないうちに違和感を感じる。何だろうと、何か自分は違うんじゃないか。制服が着たくないとかね、そういう子供もいると。それがやはり、その後の生きづらさにすごく直結してしまうというようなことも、ちょうどその勉強会で聞いたりして、これは人権問題として今、私が知っている中に一人もいないから取り組まなくていい問題というふうには思わないで、やっぱりいるんだなということを前提に、ぜひ進めていかなきゃいけないんだなというふうに感じました。NHKの中でも、このLGBTQの存在を見えなくしているものは、私たちの中にある差別や偏見なんじゃないかというような言葉がありました。理解できないからといって排除するのではなくて、違う個性を認め合っていくという、そういう社会、そういう町であってほしいなと思います。ぜひ前向きに、オープンな姿勢で考えていくべきではないかと思っています。

そして2番目に移らせていただきます。書類のことなんですけれども、どうしても、国のほうの書式もあってとか、そういうところでしょうがない、なかなか進まないというような、そういう制約もあると思うんですけれども、やはり何かの書類を作るときに性別欄必要かなというふうに、やはり一つ考えるのが、ちょっとくせになっていただければなというふうに思っています。お答えの中にあつた、児童手当の認定請求書の性別欄というのがお答えにあつたんですが、これは親の性別欄のことなんですか。

子育て健康課長 児童手当の認定請求書の男女別の欄なんですけど、これはそうですね、請求者で保護者の方のところになります。なぜ、このまままだ残っているのか、県を通じて国に確認をしたところ、国のほうでは、個人を特定するために、まだ残してあるという回答を頂いております。

4 番 平 野 はい、ありがとうございます。県や国の共通の書式だということで、国から

の回答が個人を特定するためというようなことで、これもやっぱりちょっと国のほうに意識を変えてもらわなきゃいけないことかなとも思うんですが。親がひとり親だった場合に、その方が男性なのか女性なのかによっても、何か、もし対処が違ふとすれば、それはちょっとやっぱりよくないことだと思いますし、その辺のところはぜひ意見を言っていかなきゃいけないのかなと、私たちももしチャンスがあれば、また言っていきたいと思います。

それから、では3番目に移らせていただきますが、みんなのトイレにつきましては、本当にこの庁舎の中ではね、新しいタイプのトイレで、便利だと思います。一方で、犯罪の巣になりやすいというような指摘もされておりました、答えの中でね。これに関しては、だから進めないではなくて、男女別々のトイレであっても、犯罪がやろうと思えばやってしまう、そういうのは関係なく起こってしまうので、みんなのトイレであろうが男女別々のトイレであろうが、やはり見回り、清掃、これは必要かなというふうなことがありますので、その辺は、何ていうかな、そこでひるむのではなく、工夫で何とか乗り越えていっていただきたいかなというふうに考えます。

お答えの中の、学校のトイレで、多目的トイレが寄小学校体育館、それから松田中学校体育館ということ saying いたと思うんですが、本校舎のほうにはないということなんでしょうか。

教 育 課 長 本校舎にはございません。

4 番 平 野 それは、やはり今後つけていくような計画はありますか。

教 育 課 長 先ほどの答弁にもありましたが、新松田小学校につきましては、新しい松田小学校につきましては、（私語あり）古い校舎につきましては、建築年度が古いということもありますし、スペースもないということも、いろいろ問題がありますので、今のところは予定はございません。

4 番 平 野 新しいね、小学校に関しては当然だと思いますが、やはり古い校舎であっても、寄それから松田中学校、これは必要ではないかなというふうに考えるんですが、どうでしょうか。

教 育 課 長 今、答弁では計画がないと言いましたが、今後ですね、公共施設の整備計画

もございますので、その中でいろいろ協議をしてまいりたいと思っています。

4 番 平 野 そうですね。やはり予算が必要なことなので、なかなか、すぐには言えないんですけども、でも、その時代にいる子供はね、その時代にしかない子供なので、なるべく早くつくってあげてほしいかなというふうに思います。そして、新しい小学校では、本当にこれが充実していくというふうになっているんですけども、新しい小学校はね、防災上の拠点にもなるということで、これは非常に心強いことかなと思いますが、防災の拠点はここだけではなくてね、いろいろなところで避難所設置をしていかなきゃいけないと思うんですが、やはりそういうときにも、こういった視点はどうでしょうか、何かお考えでしょうか。

参事兼総務課長 例えば避難所ですとかというところに関して言いますと、今のところ町民文化センターと寄の中学校の屋内運動場でございます。先ほどの答弁の中で、寄についてはございますし、町民文化センターにつきましても、そういった場合においてはですね、隔離したトイレとか、臨時のトイレとか、そういうふうな設置の中で対応していきたいと考えております。以上です。

4 番 平 野 文化センター、それから寄のね、体育館に関しては、多目的トイレがあるということで大丈夫ということなんですが、トイレだけでなく、プライバシーですよ。今、ついこの間の震災の避難所などが、ちょっとテレビで映ったのを見ていても、割とテント型が普及してきているかなというふうに感じたんですが、松田では、そういったプライバシーを守る避難所に関してはどうでしょうか。

参事兼総務課長 ただいまの御質問でございますけれども、昨年度のコロナ対策の中で、2人用の個別のテントを400張りほど購入させていただいておりまして、避難所のほうに配置をしておるところでございまして、その中でプライバシーの保護ができるのではないかと考えております。以上です。

4 番 平 野 ありがとうございます。本当に先回りして、こういったテントも備えているということで、よかったと思います。つい昨日だったかな、新聞がありまして、このまさに防災計画の中でも、L G B Tのことも含め、L G B Tとあと女

性のことですね、そういったことを含め、やはり防災を考えていくほうの委員会とか協議会とか、そういったところに、やはり女性がもっと必要ではないかというような記事がちょうど載っておりました。その辺りは、どういうふうになっていますか。

参事兼総務課長 現在のところですね、防災会議の中には、まだちょっと女性の方の登用はなく、現状でございますが、今後はそのようなことは考えていかないといけないと考えております。以上です。

4 番 平 野 そうですね、ちょうど神奈川県欄だったものですから、各市町のこの表がばつと載って、松田町は、なし、なし、みたいな感じになっているのを見て、非常に気になった部分でありまして、この性的マイノリティー、それから女性の視点をこういったところへ、ぜひ組み込んでいただければなというふうに思います。

今回の問題、一番最初の1番に関しても、2番に関しても、3番に関しても、すごく前向きで考えていらっしゃるというふうな、姿勢としてはこちらも了解したというか、理解をしたところでございますが、本当に、私もちょっと質問しておいて、ちょっと総務課担当だと思っていたんですね、全体が。考えてみたら子育て健康課のほうを担当で、本当にワクチンだ何だでごたごたと大変なところを、こういった質問をちょっとね、ぶつけてしまって申し訳なかったんですけども。やはり足柄地域はゆっくり進むのかなというふうに、私もちょっと思っていた節もあります。ただやっぱり、このオリ・パラを契機に、いろいろ考え直さなきゃいけないところがあるということを、ぜひ御承知おきいただいて、本当コロナ対策優先でお願いしたいんですが、ぜひ、ほかの市町、先行市町とも情報交換をしていただいて、研究を進めていただければなというふうに思います。要望で終わります。どうもありがとうございます。

議 長 以上で受付番号第6号、平野由里子君の一般質問を終わります。

議 長 受付番号第7号、古谷星工人君の一般質問を許します、登壇願います。

2 番 古 谷 それでは、議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。
受付番号第7号、質問議員、第2番、古谷星工人。件名、他市町との連携につ

いて。

要旨。令和元年第4回定例会の一般質問で、土佐原林道と接する秦野市との災害時の連携状況についてお伺いしたところですが、土佐原林道の太平洋ゴルフ場に接する秦野市側の部分において、NEXCO中日本が地域貢献の一環として行った秦野市道20号線の拡幅改良工事が完成いたしました。これは、執行部の御尽力があつてのことだと思い、お礼を申し上げます。寄の人は、秦野市への通勤や買い物等に出かける方も少なくありません。そういったことを考えると、土佐原林道、秦野市道20号線の拡幅がさらに重要になり、特に災害時などは、寄地区の孤立を防ぐためにも有利になってくると思います。

次のことについてお伺いします。

(1) 他市町との連携という観点から、秦野市においても何かしらの動きがあるのか。

(2) 土佐原林道の今後について。

以上、よろしく願いいたします。

町 長 それでは、古谷議員の御質問に順次お答えをいたします。令和元年10月6日に発生した台風19号が10月12日夜間、松田町に大雨をもたらし、県道710号、神縄神山線が土砂の流出のため不通となりました。また、山北町とつながる町道寄11号線の路肩の崩落、土佐原林道等を利用して秦野市三廻部地区につながる秦野市道20号線が倒木等により通行止めとなり、寄地区が県道の復旧が完了するまでの間、一時的に孤立する状態となりました。このことを踏まえ、町では、道路災害に備え、神奈川県、県西土木事務所、県西地域県政総合センター林道課、秦野市建設管理課、山北町都市整備課と災害時の連携体制について調整を行い、相互連携を確認いたしました。

次に、御質問にあります秦野市道20号線の拡幅事業につきまして御説明をさせていただきます。今回、拡幅工事を実施した区間ではありますが、土佐原林道、松田町境から秦野市方向に約240メートル、平均幅員で3.6メートルを4.5メートルに拡幅する事業でございます。本事業では、道路管理者であります秦野市さんと新東名高速道路事業の関連工事として施工をしていただきましたN

ＥＸＣＯ中日本秦野工事事務所さん、拡幅用地を御提供くださいました太平洋ゴルフクラブ様、さらには支障となります電柱移転を行っていただきました東京電力様など、多くの方々の御理解と御協力により、協議開始から４年間をかけて、本年２月には工事が完成し、大型車両、緊急車両の通行や乗用車同士のすれ違いなどができるようになりました。

そこで、議員が危惧されている今回の拡幅が完了したＴ字路から三廻部地区までの市道20号線でございますが、三廻部集落までの約1,100メートル、1.1キロ区間において、すれ違いが困難な狭い箇所が存在しております。そこで、日常の安全性と利便性の向上や災害時の孤立化を防ぐための施策として、引き続き市道20号線の道路拡幅の要望をさせていただき準備を進めている中、秦野市さんから、令和３年度より改良に向けて、まずは用地調査などから実施できればというふうなお話を頂いているところでもございます。

現時点で、具体的な工事計画については、これからでございますが、このような事業は、調査等から始めていくことを鑑みますと、拡幅の実現に向け一歩前に進んだのではないかと期待するところでもございます。今後、秦野市さんとは、災害時の対応だけでなく、経済、福祉さらには中井・秦野市間の国道246バイパスの早期事業化、スポーツクライミングをはじめとするスポーツ分野など、様々な分野での連携強化を図り、新たな時代に即した事業の推進のため、高橋秦野市長とともに取り組んでまいります。

次に、２つ目の質問でございます土佐原林道の今後についてでございますが、土佐原林道は、神奈川県で、延長約2,500メートルで、県道710号から土佐原集落を抜け、秦野市とを結ぶ路線でございます。平成14年７月に、当時の足柄上地区行政センター所長との間で県営林道土佐原線の管理に関する覚書を取り交わし、敷地調査や林道の改良工事を進めてきましたが、移管事務に大変時間を要することから、平成29年２月に県と本町との覚書の見直しの協議を開始し、おのおのの役割を具体的に明記することにより、さらに事業進捗を図ることを目的とし、平成30年３月に新たに県営林道土佐原線の管理替えに関する覚書として締結いたしております。

現在は、その覚書に基づき、県により林道用地の境界確定や分筆登記が行われておりますが、まだ町管理道路として管理移管には至っておりません。ただし、日常の維持管理につきましては、大規模な補修工事には県にお願いしており、除雪や災害時の応急作業については、生活道路として町でも対応しております。

今後の取り組みといたしましては、早期に町道として道路移管を実現するため、今まで以上に県との連携を密にし、維持管理を確実に実施して、寄地区の皆様、特に土佐原地区の皆様方の安全・安心につながる道路の確保に、引き続き取り組んでまいります。以上です。

2 番 古 谷 回答ありがとうございました。まず1つ目のですね、他市町との連携という観点からということで、秦野市において何かしらの動きがあるのかという点について、細かな説明を頂きました。

要旨の中にも書かせていただいておりますが、新東名高速道路対策委員会がですね、通じて要望されて、松田町からの強い押しがあって拡幅工事が完了したのかなというふうに思っております。この工事が終わったことで、秦野市の動きが何かあるのかと思い、今回の質問をさせていただいております。回答の中にもありましたが、秦野市道20号線は、太平洋ゴルフ場先から三廻部地内まで待避所が数か所設置されています。今の回答の中で、狭い1,100メートル、狭いところでは側溝に蓋がされてなくですね、すれ違いもできないところが数か所あるということでもあります。これが現状です。

そして、3年後の2023年度中には、新東名高速道路が開通の予定になっております。寄へのアクセスは現状では寄1丁目から県道710号線がメインの道路として使われておりますけども、サービスエリアにスマートインターができるというふうに聞いておりますし、秦野市八沢にはインターチェンジができると聞いております。秦野市側から観光客が市道20号線、土佐原林道を利用して寄へのアクセスも十分考えられます。寄では、ロウバイまつり、桜まつり、若葉まつり、またドッグラン、マス釣り場等もありますね、自然を生かした施設が整っており、秦野市内の名所とのコラボをして、松田町の魅力を発信する機会

になるかなというふうにも思います。

それで、今までは寄から秦野方面への移動を中心に、皆さんも考えられていたと思いますけども、これからはですね、この市道が広がってきますと、秦野市側から寄のほうへ観光客として入っていただければ、寄の活性化になるかもしれないのに、というふうに期待しております。

それと、回答の中にありました、令和3年度より改良に向けての調査がされるということですので、さらに期待が高まっていきます。

それと、回答にありましたけども、今後ともですね、連携を密にさせていただいて、災害時の情報共有や道路整備事業団についても、町民に対して情報発信を積極的に行っていただくことを希望したいというように思います。これは、ぜひ秦野市と連携をよろしくお願ひしたいというように思います。

それから、2つ目の土佐原林道の今後についてでございます。私、議員になったときに、新人研修の資料として、平成26年度松田町町道整備基本計画というものを頂きました。この中を見てもみますと、土佐原林道の期待できる効果として記されております。国道246号とつながる路線であり、災害等により県道715号線が不通になった場合の代替路として活用でき、アクセス性の向上につながると記されております。

そこでですね、3点ほど、お伺いしたいというように思います。平成14年、29年、30年と覚書を取り交わされて進めておられますが、具体的に県が実施している事業や、今年度また来年度の事業計画、予定があればですね、分かっている範囲で結構ですので、お知らせいただきたいというように思います。

参事兼まちづくり課長

それでは、議員の御質問にお答えいたします。土佐原林道は、現在、御承知のとおり神奈川県が管理しております。県が実施している移管に向けてですね、実施している事業につきましては、用地調査、土地のですね、境界が定められていないと。道路内に全て民地が入っていてですね、道路がそのまま使われていると。それをですね、境界確認をしながら、道路部分を分筆していくという作業を現在行っております。全体の割合としてはですね、七、八割程度が今、完了しております。しかしながらですね、3か所程度ですね、不在地主等

がありまして、なかなか進まない場所もございます。それから、昨年の実績ですが、実はこの費用は、県の中では、土佐原林道の修繕費等いろいろなものを持った中での測量業務とお聞きしております。昨年はですね、台風に伴った修繕等が多くありましたので、1か所のみの測量でございました。来年度につきましては、おおむね200万から250万の費用を用意できているので、測量等に進んでいきたいというふうに聞いております。以上です。

2 番 古 谷 ありがとうございます。今、用地調査をされているということです。中山の地区の方にちょっとお会いしたら、今、県のほうから立会いをお願いしますという話を伺いました。これ多分、この林道の話の立会いではないかなというふうに思いましたので、引き続きですね、この辺、県との連携をやっていただければなというように思います。

それからですね、もう一つ。この土佐原林道につながる町道4号線、5号線、町道4号線が福昌院から太平洋ゴルフ場の上まで、町道5号線が中山地内を通って石井自動車のところから上へ登ったところでございますけども、その道があります。ここ非常に急で狭くて、当然すれ違いもできませんので、もし、ここが何かあった場合にはですね、土佐原林道を迂回して秦野方面へ行くような形にもできると思いますので、ここですね、その土佐原林道なんですが、非常に落石注意とか路肩注意などの看板が多く見られます。この安全対策、どの辺まで県がやっていただいて、町へ移管をされるのか、その辺が分かればお願いしたいのと、移管までに整備ができていればですね、町の負担も非常に少なくなると思いますので、分かっている範囲で結構ですので、よろしくお願いいたします。

参事兼まちづくり課長 それでは、御質問にお答えいたします。議員、御指摘のとおりですね、道路を走りますと、路肩に落石注意の看板やら路肩注意、また山側には落石注意の看板が、数か所において設置してあります。県との協議の中では、最終的に引き取るまでには安全対策はお願いしたいと。県としては、拡幅工事はできないと。今ある現道を広げてまでは町にお渡しすることはできないんだけど、最低限の安全対策だけは行いたいと。その最低限が、県で言う最低限が林道に対

する最低限なのか、町が町道として、生活道路として扱っていく上での最低限なのかは、これから県とですね、すり合わせていくことになると思います。町としては、少なくとも川側、谷側ですね、谷側にガードレールの設置、山側からの落石の崩落に伴わないような吹きつけ等をお願いする予定でおります。以上です。

2 番 古 谷 ありがとうございます。移管後ですね、松田町の負担が少ないように、協議の中で進めていただければいいかなというように感じております。

それと、何で土佐原林道、町道にという話が出てくるかもしれませんが、県の林道と町道とではですね、もし、いざ何かあった場合には、復旧にですね、町が迅速に対応してくれる面もあると思いますので、この辺を考えますと、生活道路になっておりますので、ぜひ、移管ができるように詰めていただきたいというように思います。

それから最後になりますけども、土佐原林道の今後についてですね、移管までの維持管理の徹底、今、課長のほうからもお話ありましたけども、早期に町道移管について要望を強くしてもらうとともにですね、生活道路として安全に走行ができるよう、お願いしたいというように思いますけども、町長の考えがあればですね、お尋ねしたいというように思いますので、よろしく願いいたします。

町 長 私の考えはですね、平成14年のこの4月にこの覚書が交わされて、その後全くという表現じゃないですけど、なかなか進んでいるような状況がなかったので、当時のセンター長である、今、南足柄の副市長になっていますけどね。あの方にもうこの覚書自体の内容自体をもうちょっと見直して、前に進める形にしていかないと、一向に前に進まないよということの話をしながら、ようやく平成30年に覚書の改めた、何ですか、ちゃんと進めていくような内容の覚書にしましょうということで変えさせてもらっています。ですから、先ほど来、話があるように、我々のその感覚であったりとかするのが、秦野市さんのほうに伝わったりとか、NEXCOさんの御協力いただいたりだとかということなので、道路の拡幅等々にもつながっているかというふうに、私もそう思っていま

すので、今後も引き続きですね、今、議員がおっしゃられるようなことは、もう共通認識として、県に言うのはもう当たり前のこととして、お願いをさせてもらいながら、ここは県は県の立場もありますから、共存共栄の中でですね、今後できる限り進めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

2 番 古 谷 ありがとうございました。それでは、土佐原林道、また市道20号線、これからですね、秦野市なり県のほうと連携を取っていただきながら事業のほうを進めていただきたいよう、よろしく願いいたします。以上で終わります。

議 長 以上で受付番号第7号、古谷星工人君の一般質問を終わります。

以上で本日予定しました日程の全てが終了しましたので、本日の会議はこれにて散会いたします。なお、明日午前9時より本会議を開きますので、定刻までに御参集くださるよう、お願いいたします。本日は御苦労さまでした。

(15時37分)